

平成 25 年度
事業報告書

第 25 号

平成 25 年度事業報告書 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

目 次

一 概況	5
1. 総論	5
2. 法人の基本的な性格等	5
(1) 一般社団法人	5
(2) 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）	5
(3) 会員構成	6
(4) 国からの受任事務	6
3. 認定個人情報保護団体に係る認定申請	6
4. 協会の概要	6
(1) 本協会の目的	6
(2) 会員の状況	6
(3) 法人組織の状況	7
(4) 総会・理事会等の開催状況	7
二 事業計画の実施状況	8
三 法人管理事業の概況	10
1. 事務局の概要	10
(1) 機構・人員	10
(2) 平成 25 年度における事務局運営の概況	10
(3) 災害対策関係・事業継続計画等	11
2. 職員資質向上	12
3. 財務の概況と課題及び資産管理運用報告等	12
(1) 財務の概況	12
(2) 財務面における課題 ―平成 35 年度までの試算―	15
(3) 資産管理運用規程第 5 条に基づく資産管理運用報告	16
(4) 監査法人による監査	17

4. 法人管理の適正化	18
5. 電子情報技術 (IT) の活用及びセキュリティの確保	18
(1) 協会ホームページ	18
(2) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)	19
(3) 事務局システム	19
6. 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―	20
(1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	20
(2) 平成 25 年度における各種刊行物ごとの状況	21
7. 協会史の編集	22
四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業	22
1. 外務員登録事務の実施等	22
(1) 外務員登録事務の実施	22
(2) その他外務員登録制度の整備	23
(3) 委任事務の実施報告	23
2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の概要	23
(1) 外務員資格試験の概要	23
(2) 外務員資格更新研修試験の概要	23
3. 内部管理責任者事業の概要	24
4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況	24
(1) 外務員資格試験の実施状況	24
(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況	24
(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況	24
五 自主規制事業の概要	24
1. 所管金融商品取引の市況概要	24
(1) 取引の概況 (平成 25 年度第 1 四半期より第 3 四半期まで (平成 25 年 4 月より 12 月まで))	24
(2) 個別商品取引関係	25
2. 会員監査及びモニタリング	26
(1) 監査体制	26

(2) 実地監査	26
(3) モニタリング	27
(4) その他	30
3. 自主規制ルールの制定状況	31
(1) 自主規制ルールの制定状況	31
(2) 各専門部会の開催状況	33
4. 「消費者取引に関する政策評価」への対応	33
5. 会員及び外務員処分関係	34
(1) 規律委員会	34
(2) 処分状況	34
(3) 処分関係制度整備	35
6. 苦情相談、あっせん事業	36
7. 会員の教育研修事業	36
六 調査統計事業	36
1. 統計事業	36
(1) 一般公表統計情報の刷新	36
(2) 定期調査	36
(3) スポット調査	37
(4) マッピング	37
(5) 世界的な規制環境変化への対応（G20の店頭デリバティブ市場規制改革を契機とした Financial Market Infrastructure への対応）	37
(6) 外部機関との連携	38
2. 統計事業の整備状況	38
3. 学術連携事業（調査研究）	39
4. その他の調査	39
七 他の自主規制機関等との協調	39
八 定款変更	39
九 会員等の状況	41
十 事業報告書附属明細書	56

(事業報告書資料編)

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	59
別紙 2	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	60
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	61
別紙 4	平成 25 年度会議日程	67
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	70
別紙 6	平成 25 年度収支決算の概要	77
別紙 7	公益目的支出計画の実施状況	78
別紙 8-1	「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）現行ベース」	79
別紙 8-2	「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）見直し案」	80
別紙 9	これまでににおける経費削減の主なもの	81
別紙 10	平成 25 年度資産管理運用状況報告	82
別紙 11	最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの	83
別紙 12	金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について (平成 25 年度)	84
別紙 13	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況	86
別紙 14	所管金融商品取引の状況（マッピング）	87
別紙 15	FX 取引に関するこれまでの主な施策	89
別紙 16	あっせん・苦情・相談処理状況	92
別紙 17	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	93
別紙 18	他の自主規制機関等との協調	98

一 概況

1. 総論

協会活動に対し、平素より多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本協会が一般社団法人に移行して以来、二年余を経過しました。移行に際しては会員各位から格別のご理解、ご協力を頂き、有難うございました。

ご高承のように、現在、金融商品取引をめぐる環境においては、著しく、かつ、急速な変化が生じており、これに対して、本協会が、認定金融商品取引業協会として適正かつ効率的な対応をしてゆくべきとの要請は増加の一途を辿っています。他方、法人運営においては、中長期的な財務収支均衡を図ることが必要とされるとともに、一般社団法人としての法的要請に的確に対応していくことが求められ、本協会を巡る諸環境は引き続き厳しいと考えます。こうした中で、協会の事業運営にあたっては、その基本的性格・目的を踏まえ、会員・投資者の皆様に対するベター・サービスへの志向を基本的姿勢としています。広く会員のご意見を伺い、ガバナンスを確保しつつ、透明で説明可能な運営を行うとともに、事業執行の一層の合理化、効率化に努めつつ、急速かつ著しい環境変化に着実に対応した適正かつ効率的な業務執行のための基盤整備を図ることで、金融先物取引業に対する信頼の確保増強に資するための各般の自主規制業務の実施、展開に努めています。今後とも、ご支援の程をお願い申し上げます。

2. 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第 78 条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）です。

(1) 一般社団法人

本協会は、平成 24 年 4 月 1 日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）第 45 条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。

移行に際しての会員、特別参加者各位のご理解、ご協力を改めて感謝申し上げます。

(2) 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

本協会は、法人格移行後においても、以前と同様に、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 78 条に基づく認定金融商品取引業協会として、自主規制事業を実施しています（平成 23 年

度事業報告書三C1(5)「その他移行関連事項」参照)。

(注) なお、金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で平成19年6月に取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について(中間論点整理)」においては、本協会は自主規制機能に特化しているとされています。

(3) 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(4) 国からの受任事務

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

3. 認定個人情報保護団体に係る認定申請

平成26年3月31日に、個人情報の保護に関する法律第37条に規定する認定個人情報保護団体の認定の申請を金融庁に対して行いました。

4. 協会の概要

(1) 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 会員の状況

平成26年3月31日現在、本協会の会員は150社、特別参加者は10社です。

平成25年度中の会員異動については、入会4社、退会10社(合併による消滅1社、事業譲渡2社、分割譲渡1社、金融商品取引業の廃止5社、金融先物取引業撤退1社)、特別参加者については、入会2社の異動となりました。会員の状況については、「九 会員等の状況」をご参照下さい。

(注1) 特別参加者の対象としては、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社でしたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係をもち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。(平成24年11月22日第8回理事会決定)

特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、本協会からの通知文書、各部会の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

(注2) 平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」をご覧ください。

(3) 法人組織の状況

本協会では、別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」のとおり、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律(注)の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引(FX)部会、同幹事会、通貨オプション(COP)部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

(注) 規律委員会は、平成24年6月より、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として設置されました。(平成24年3月30日委員会規則改正)

また、同委員会は、委員長が専門家の意見を要する等の必要があると判断した場合に専門委員を委嘱できるとされており、平成25年度については自主規制部会部会長、副部会長が所属している株式会社三菱東京UFJ銀行、大和証券株式会社、株式会社外為どっとコムから委嘱されています。

(4) 総会・理事会等の開催状況

(ア) 平成25年度における総会、理事会、委員会等の開催・審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。また、平成25年度の開催状況については別紙4「平成25年度会議日程」をご参照ください。

(イ) 現在、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、適正化を図るための努力を継続しており検討、着手できるものから実施しています。

① 日程の早期確定(平成24年より)

② 電話会議対応体制(平成25年5月理事会より)

③ 総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席(通常総会平成25年6月、臨時総会平成26年3月)

二 事業計画の実施状況

平成 25 年度における本協会の事業計画は以下のとおりです。

また、平成 25 年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙 5 「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」をあわせご参照下さい。

平成 25 年度事業計画の概要

平成25年度事業計画の概要			
平成25年度事業計画	内 容 (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、新規:25年度新規事業)		
1. 金融先物取引業務の適正化 （ 会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験等の実施 ） 定款第4条第1項第1号、第2号、第9号	1.1	会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	
		自主規制規則の制定・改廃の実施	
		△ 自主規制規則関係アンケートの実施	
	1.2	△ 自主規制規則関係アンケートの実施	
	1.3	内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	
	2. 金融先物取引市場の調査、研究 （ 内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成（主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等） ） 定款第4条第1項第2号	2.1	新しい自主規制分野に関する内外動向（商品、市場等）の調査・会員広報の実施
		2.2	◆ 各種統計資料の統合的利用（監査部モニタリングチームと調査部の連携強化）
		2.3	□ 外部学術機関との学術連携の継続
		2.4	新規 新たな金融規制を反映したデリバティブ商品の体系的な調査（マッピング）
		2.5	◆ 外部機関（日銀、金融・資本市場統計整備連絡協議会、東京外国為替市場委員会等）との連携実施
	3. 法令規則等の遵守状況の監査 （ 会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施 ）	3.1	計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応
			新規 (2)区分管理信託制度に係る自主規制取組みの見直し
(3)効率的な単独監査の実施			
(4)取引所との合同監査の実施			
(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化			
3.2		新規加入会員に対する概況調査の円滑・適切な実施	
3.3		新規 仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施	
3.4		新規 個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	
定款第4条第1項第3号			

平成25年度事業計画の概要			
平成25年度事業計画	内 容 (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、新規:25年度新規事業)		
4. 苦情・紛争の処理 （ 会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん ） 定款第4条第1項第4号、第5号、第6号	4.1	◆ 証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	
		□ 金融ADR制度への継続参加	
		◆ 認定個人情報保護団体の認定取得申請(継続)	
	5. 外務員の登録事務 （ 金融庁長官から委任された外務員の登録の実施 ） 定款第4条第1項第7号	5.1	外務員登録事務の円滑・適正な実施
	5.2	外務員資格試験の円滑・適切な実施	
	5.3	外務員更新研修の円滑・適切な実施	
	6. 広報、刊行物の発行 （ 金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行 ） 定款第4条第1項第8号	6.1	刊行物発行事業の円滑・適正な実施（電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し）
			kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実(会員向け)
		6.2	一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)
			協会史編纂
7. 金融先物取引業務の改善合理化 （ 会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施 ） 定款第4条第1項第9号	7.1	◎ 投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
		(1)金融商品別(FX部会・幹事会等)施策の充実	
		(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	
	(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化(反社会的勢力対応その他)		
	7.2	◎ 会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)	
8. 教育、研修 （ 会員の役員員等に対する教育、研修の実施 ） 定款第4条第1項第10号	8.1	規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
		(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
		□ (2) ITを活用した教育、研修の検討	

平成25年度事業計画の概要		
平成25年度事業計画	<p style="text-align: center;">内 容</p> (◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、新規:25年度新規事業)	
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進	9.1	◎ 会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の推進
	9.2	◎ 金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の推進等
	9.3	□ 第二種金融商品取引業協会への協力
定款第4条第1項第11号、第12号		
10. 法令に基づく主務大臣等への協力	10.1	事業の適切な実施
定款第4条第1項第11号、第13号		
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進	11.1	△ 一般社団法人としての着実な業務運営の実施
	11.2	協会事務局体制の効率的整備
	11.3	協会事務の合理化・適正化の推進
		(1)経理事務における送金事務の合理化
		(2)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等
		(3)出版等の更なる効率化の検討等
	11.4	新規 会員、外務員等の処分規定の見直し
	11.5	△ 処分手続きの見直し等に伴う事務体制の検討
	11.6	△ 金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施
	11.7	協会役員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施
定款第4条第1項第14号		

三 法人管理事業の概況

1. 事務局の概要

(1) 機構・人員

4部（総務、業務、監査、調査）体制をとり、職員数（平成26年3月末現在）は23人（うちパート2名）です。（別紙2 「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画を説明しました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会にお諮りしつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

その間、事務局長退職に伴う専務理事による兼任、職員1名についての証券取引等監視委員会事務局に任期付採用等により、現時点で、再雇用職員、パートタイムを含めて23人となっています。

体制整備の成果はモニタリング組織等、各部で効果をあげています。

(2) 平成25年度における事務局運営の概況

(ア) 事務局の体制

① 平成24度における事務局の組織及び事務分掌等規程の改正に伴い（平成24年3月14日第13回理事会決定）、事務局長代行を設置し、平成24年4月1日付で次のとおり発令しています。

(i) 総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

(ii) 自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

② 連絡調整会議等

引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事兼事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を、週2回開催しています。また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を設けています。

③ 協会運営に当たって、会員・行政との連絡の適確化、効率化を図る見地から会員・行政との連絡窓口を定め、意思疎通等の徹底を図っています。

(i) 行政窓口 総務部長（法人管理事業関係）、監査部長（自主規制事業関係）

(ii) 会員窓口 調査部長

④ 平成25年度においては、各部に次長を配置（兼務を含む。）し、組織の体制強化を図っています。

(イ) 金融庁証券取引等監視委員会出向

平成 25 年 7 月より、監査部に所属していた職員 1 名が証券取引等監視委員会に任期付職員として採用されました。

(ウ) 内部管理規則の整備

協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第 33 条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第 42 条の 2（経理規則）、定款第 41 条（事務局）等）等があります。

一般社団法人への移行及び移行後の法人管理を踏まえつつ、順次これらの規定の整備を図っています。

(エ) 認定個人情報保護団体の認定に伴う苦情相談室

前述の認定個人情報保護団体における個人情報に係る苦情処理を行うための苦情相談室を、同団体の認定が行われるとともに設置することとしています。（「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」平成 26 年 3 月 27 日第 13 回理事会決定）

(3) 災害対策関係・事業継続計画等

(ア) 協会事務局の事業継続計画

協会事務局の事業継続計画（BCP）については、従前より「災害対策要綱」（平成 23 年 3 月 15 日）に基づき運用してきましたが、平成 25 年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、協会にとって非常事態が発生した場合の対応を含めた拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成 26 年 3 月 7 日より運用を開始しています。

(イ) 節電対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びこれに伴う電力事情等から、FX 取引を取扱う会員のうち、他の自主規制団体（金融商品取引業協会）に属さない会員については、政府の電力需給緊急対策本部（5 月 13 日開催、16 日以降は、電力需給に関する検討会合）において、大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、均一に 15% 減とすることが正式に決定したことを受け、業界としての節電対策（平成 22 年夏季電力使用のピーク比 15% 減を目標とする内容）を策定し、これを周知するとともに、各会員に対して自社の節電計画の策定及びその実行を要請しました。

平成 25 年度の夏季においては、当局から「2013 年度夏季の電力需給対策について」、冬季においては「2013 年度夏季の電力需給対策について」（電力需給に関する検討会合決定）に基づく電力需要の抑制に取組むよう要請があり、会員へ周知するとともに、本協会事務局においても、前年度に続き定着している節電の取組みを継続しました。

2. 職員資質向上

ベター・サービスの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、事務局体制の整備とともに協会事務局職員の専門的知識技能を向上するための研修事業の拡充に努めています。

平成 25 年度においては、以下の研修が行われました。

- (1) 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修
 - (ア) 公認内部監査人（CIA）資格取得講座受講 監査部職員（継続）3名、（新規）1名
 - (イ) 公認情報システム監査人（CISA）資格取得講座受講（継続） 監査部職員3名
- (2) 外部講師による研修等
 - (ア) 顧問弁護士による法規的事項についての研修
 - (イ) セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修
- (3) 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修
- (4) 米国 CFTC 主催の国際規制関係者研修（専務、職員2名参加）

なお、平成 26 年度においては、東京で開催される IOSCO - AMCC 主催の第 7 回トレーニングセミナーに参加する予定です。（3月30日申込み）

3. 財務の概況と課題及び資産管理運用報告等

(1) 財務の概況

(ア) 平成 25 年度決算について

① （事業活動収入）

平成 25 年度の事業活動収入決算額は、会費収入 236 百万円、事業収入 23 百万円、合計 283 百万円です。

会費収入が収入総額の 83% を占めていることが本協会の収入構造の特徴となっています。

上記の平成 25 年度当初予算に対する進捗率は、会費収入 99%（前年度 98%）、事業収入 72%（前年度 74%）、事業活動収入計 95%（前年度 98%）です。

特定資産運用収入については、(3)資産管理運用報告をご参照下さい。

事業収入のうち受験料収入については、平成 25 年度当初予算 19 百万円（受験者数 2,400 人）に対し、決算 13 百万円（受験者数 1,610 人）となり、その進捗率は 68%（前年度 65%）です。なお、外務員登録の際に資格試験の合格を登録要件としている者の拡大については四、1. (2)「その他外務員登録制度の整備」をご参照下さい。

② （事業活動支出）

平成 25 年度の事業活動支出決算額は、事業費支出 300 百万円、管理費支出 32 百万円、

合計 332 百万円です。

上記の平成 25 年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は 87%（前年度 85%）です。

(i) 事業費支出

職員給与支出における事務局長兼務、採用時期のずれ、中途退職者発生等による人件費の減（16 百万円）、広報・研修試験費支出における内部管理責任者資格試験関係費の減（2 百万円）及び外務員登録関係費支出における外務員登録関係費の減（2 百万円）、その他事務管理費支出におけるデータセンタセキュリティ調査の未実施（1 百万円）、オペレーション委託費の減による減（2 百万円）等の要因により、進捗率は 89%（前年度 87%）です。

(ii) 管理費支出

職員給与支出における事務局長兼務に伴う人件費の減（6 百万円）等の要因により、進捗率は、74%（前年度 72%）です。

③（投資活動収支の部）

投資活動収支の部の内容は、主として、特定資産である自主規制事業実施積立資金等への繰り入れと取り崩し及び固定資産の取得のための支出等です。

(i) 投資活動収入

預り預託金充当資産取崩収入（56 百万円）は、会員の脱退等による預り預託金の返還財源を取り崩したことによる収入で、自主規制事業実施積立資金取崩収入（275 百万円）は、自主規制事業に係る収支差を自主規制事業実施積立資金から充当するために取り崩しを行ったことによる収入です。

自主規制事業実施積立資金取崩収入において決算差異（対当初予算 66 百万円減）が生じた要因は、事業活動収入のうち事業収入、事業活動支出のうち事業費支出、投資活動支出のうち固定資産取得支出等において未達・不用が生じたこと及び予備費の支出が行われなかったことによっています。

(ii) 投資活動支出

預り預託金充当資産取得支出（62 百万円）は、入会等における預託金を受領したものを預り預託金充当資産に繰り入れ、特定資産として管理するための支出であり、自主規制事業実施積立資金取得支出（205 百万円）は、法人会計に係る収支差を自主規制事業実施積立資金へ繰り入れるための支出です。

自主規制事業実施積立資金取得支出において決算差異（対当初予算 6 百万円減）が生じた要因は、事業活動収入のうち会費収入及び入会金収入、事業活動支出のうち管理費

支出等において未達・不用が生じたこと及び平成 25 年度末において、次年度の会費入金までの当座資金として次期繰越収支差額 10 百万円を計上したことによるものです。

また、以上のほか、投資活動支出においては、役員及び職員の退職給付引当資産の取得支出（役員及び職員合計で 11 百万円）ソフトウェア取得支出（3 百万円）の計上がされています。

④（財務活動収支の部）

財務活動収支の部は、主として、預り預託金の受け入れ及び払い出し（返還）に係わる科目からなっています。

平成 25 年度決算においては、入会等による預託金の受け入れ（62 百万円）、退会等に伴う預り預託金の返還（56 百万円）が計上されています。

⑤（予備費支出）

平成 25 年度においては、予備費支出はありませんでした。

⑥（次期繰越収支差額）

会費入金までの当座資金として、次期繰越収支差額 10 百万円を計上しました。

（別紙 6 「平成 25 年度収支決算の概要」参照）

⑦（平成 25 年度予算書（収支計算書ベース）に関する事項）

「平成 25 年度予算書（収支計算書ベース）に関する事項」については、以下に掲げる事項が生じたため、平成 25 年度収支計算書上、＜追記情報＞として報告されています。

(i) 第 5 項関係

過怠金収入が生じたことによる過怠金積立資金取得支出の増額

(ii) 第 6 項（1）関係

会員の入会及び純資産額の見直しにより預託金の増加が生じたことによる預り預託金充当資産取得支出の増額

(iii) 第 6 項（2）関係

会員の退会及び純資産額の見直しにより預託金の減少が生じたことによる預り預託金返還支出の増額

(イ) 公益目的支出計画実施報告

本協会是一般社団法人として、公益目的支出計画の実施報告が義務づけられています(注)。

（別紙 7 「公益目的支出計画の実施状況」参照）

平成 25 年度においては、平成 25 年 6 月 12 日開催の通常総会において承認された平成 24 年度にかかる「公益目的支出計画の実施報告書等」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。

平成 25 年度における同計画の実施状況は、自主規制事業会計は、収入 35 百万円、支出 322 百万円であり、収支差 288 百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、上記にかかる平成 25 年度末の本協会の公益目的財産額は 443 百万円となりました。平成 25 年度にかかる「公益目的支出計画の実施報告書等」についても、平成 26 年 6 月 18 日の通常総会の審議を経て、内閣府公益認定等委員会に提出する予定です。

(注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条第 3 項

(2) 財務面における課題 ―平成 35 年度までの試算―

(ア) 財務面における課題

本協会の業務運営の安定的展開を図る上で、財務収支の均衡は重要な課題です。このような状況に対し、公益目的支出計画の遂行、適正な内部留保の確保を踏まえつつ、中長期的展望に立った収支両面にわたる施策による財務均衡を図るため、各般の努力を重ねています。

(イ) 平成 35 年度までの財務状況の試算

① 平成 24 年度において、平成 21 年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成 25 年度予算編成に当たって、平成 25 年度予算の水準のまま、平成 35 年度までの中長期的な収支の状況を試算した「平成 35 年度までの試算（現行ベース）」を作成しました。

また、平成 26 年度予算作成にあたり、「平成 35 年度までの試算（現行ベース）」を平成 26 年度予算の水準に置き換えた「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）現行ベース」を作成しました。

この試算においては、平成 26 年度予算ベースを基に、平成 27 年度以降の新規事業等を見込まずに現在の収支状況のままと仮定し、試算したところ、単年度における法人全体の収支差は約 111 百万円の収入不足で推移することとなり、平成 32 年度末には収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高が不足し、業務運営に支障がでるといふ大変厳しい状況にあることが示されています。

(別紙 8 - 1 「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）現行ベース」参照)

② このような状況に対応するため、平成 30 年代半ばに収支相償するように、現行ベースに比例会費の増額、支出の削減の 2 つの条件を加えて試算し、収支相償が可能な一例として「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）見直し案」を作成しました。

(別紙 8 - 2 「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）見直し案」参照)

これは、一定の条件を置いて試算した結果であり、当然のことながら、今後において、協会の活動水準、定額会費の有り方、適正な内部留保の規模等について検討などを行うこ

とが必要です。この試算は、あくまでも協会の財務の実態を示し、その実態のもとで各種の議論をお願いするための参考資料です。

協会運営にあたっては、これまでも運営効率化に努めてきました（注）が、今後とも会員の皆様のご意見を伺い、ご理解を頂きながら一層の収支両面にわたる努力を重ねて参りたいと考えています。

（注） 支出面における施策については別紙9「これまでににおける経費削減の主なもの」をご覧ください。

(3) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

会員からの預り預託金等の特定資産について、効率的な財務運営等の見地から、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保しつつ、有利運用に努めることとし、預り預託金の返還を考慮した流動性を確保した上で、国債を中心に運用しています。

平成24年度においては、預り預託金充当資産約13億円のうち預託金返還資金の流動性確保を考慮し（注）、5億円を長期運用（第62回利付国庫債券、償還平成35年6月20日、利回り0.8%（課税後0.64%））し、残り8億円については流動性預金等により短期運用しました。

平成25年度においては、上記の預り預託金充当資産約13億円のうち、平成24年度に流動性預金等により短期運用を行っている8億円について、預託金返還資金の流動性確保について配慮しつつ、以下の運用を行いました。

（注） 流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要とされる預託金返還のための資金（4億25百万円）を確保することとしました。

(ア) 平成25年6月20日の決定

1億円を長期運用（第329回利付国庫債券、償還平成35年6月20日、利回り0.8%（課税後0.64%））に、4億円を短期運用（第318回国庫短期証券、償還平成25年10月21日）することとしました。

この決定に基づき、本協会の口座設定のある証券会社4社による合い見積もりを行い、もっとも有利な見積もりを提示した証券会社と契約をしました。

また、上記の平成25年度上半期における資産運用の経緯及び結果について、同規程第5条に基づき、平成25年11月15日開催の理事会において報告を行いました。

(イ) 平成25年12月20日の決定

上記の短期運用分の償還を考慮し、3億円を短期運用（第420回国庫短期証券、償還平成26年3月28日）することとしました。

この決定に基づき、本協会の口座設定のある証券会社4社による合い見積もりを行い、もっとも有利な見積もりを提示した証券会社のうちから、格付機関による格付上位会社と契約しました。

(ウ) 平成25年度における運用状況

上記の結果、平成25年度における運用状況は、預り預託金充当資産残高13億円のうち、6億円について10年国債等による長期運用が行われ、残額7億円が流動性預金等により運用されています。この水準は預託金返還資金引当（4億25百万円）を超えるものとなっています。

なお、上記の平成25年度における資産運用については、同規程第5条に基づき、平成26年5月21日開催の理事会において報告を行いました。

（別紙10「平成25年度資産管理運用状況報告」参照）

(エ) 平成26年度における運用予定

平成26年度においては、上記の流動性預金等により運用されている7億円のうち、預託金返還のための資金（4億25百万円）を確保した、残り3億円弱について有利運用を検討することを予定しています。

(4) 監査法人による監査

(ア) 監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）でないため、会計監査人の設置義務がなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条）、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、ガバナンスの観点から、監査法人による会計監査を実施しています。

平成25年度においても、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結し、財務諸表等について以下に掲げる内容の監査証明等を受けています。

① 「独立監査人の監査報告書」

定款第45条及び一般法人法第123条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（正味財産増減計算書及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、附属明細書）について、監査法人による「独立監査人の監査報告書」の提出を受けています。

② 「独立した監査法人の保証報告書」

経理規則第40条により協会が作成している計算書類のうち、収支計算書については、準拠すべき規準となる『「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。）』に基づき、「独

立した監査法人の保証報告書」の提出を受けています。

③ 「合意された手続実施結果報告書」

定款第 45 条により協会が作成している計算書類のうち、財産目録については、貸借対照表との間で、貸借対照表科目及び金額についての整合性を確保するため「合意された手続実施結果報告書」の提出を受けています。

(イ) 公認会計士と理事とのディスカッション

監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、公認会計士と理事との間で、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、ディスカッションが行われています。

平成 25 年度においても、専務理事及び監事と公認会計士との間で 9 月 18 日に実施されました。

4. 法人管理の適正化

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守について、引き続き重点的に取組みを続けています。

(別紙 11 「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照)

平成 25 年度においては、総会の適正運営のため、顧問弁護士が総会に出席したほか、規律委員会業務、その他業務に関する法規的事項についての指導及び助言を受けるため、新たに弁護士と顧問契約を締結しました。(平成 25 年 5 月 1 日)

なお、平成 26 年度においては、法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とした公益財団法人公益法人協会への加入、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、法人役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険への加入を予定しています。

5. 電子情報技術 (IT) の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベター・サービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めた上での電子情報技術の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取り組んできました。

(1) 協会ホームページ

平成 11 年度以降、一般投資者に向けて協会ホームページを開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速

報値等を掲載しています。平成 20 年 8 月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、同ページのリニューアルを行い、デザインを一新しました。以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

平成 25 年度には、個人投資家向けの情報提供の充実の一環として、店頭バイナリーオプション取引ルールの概要を新たに掲載しています。

また、平成 25 年度における一般ホームページへのアクセス数は、325,058 回でした。

(2) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)

(ア) 平成 20 年度に、会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として設置した会員・特別参加者専用サイトをベースに、平成 22 年 3 月に、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-net として運用を開始しました。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、平成 24 年度においては、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とし、出来高状況報告等の専用画面を新設しました。

平成 26 年 3 月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで 150 社中 141 社、申請枚数計 705 枚（特別参加者は 10 社中 6 社、8 枚）となっており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は 46,000 件を超えています。

(イ) 協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベター・サービスを志向する協会運営の基本と考えます。Kinsaki-net は、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする協会活動の報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、協会運営に大きな役割を担っています。平成 25 年度において、同ページを通じて行われた連絡件数は、150 件（うち協会通知文書掲載 92 件）となっています。

(ウ) このほか、電子情報技術を活用したベター・サービスへの取組みとして、会員セミナーでの協会説明内容について音声ファイルのネット配信を行っています。

(3) 事務局システム

(ア) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

平成 22 年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員及び一般投資者に対するホームページ等による情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるように協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。その後、災害や感染

症などへの備えの重要性の認識が高まる中で、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、平成 24 年 3 月には職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成 24 年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入、逐次整備を図ることとしています。

(イ) セキュリティの強化

平成 23 年 8 月には、セキュリティ及び BCP の観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、(ア)「災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたようにシンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行いました。

平成 25 年度においても 12 月に Kinsaki-net サーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図るなど、継続的に情報漏えいリスク等の軽減に努めています。

(ウ) 機械化会計

平成 22 年度から年度開始前予算編成への移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成 23 年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

(エ) 外務員統合管理システム

本協会では、外務員の登録事務の実施に当たって、平成 17 年度に外務員の登録等に関するシステムを開発し、その後規則改正等の都度改修を行っています。また、外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本を要しないものについては Kinsaki-net での提出が可能となっています。

(オ) 預託金管理システム

定款第 12 条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成 24 年 3 月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年 7 月 1 日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

6. 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

(1) 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成 21 年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会

員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net 掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

(2) 平成 25 年度における各種刊行物ごとの状況

平成 25 年度における各種刊行物ごとの状況は、以下のとおりです。

(ア) 会報…年間 4 回発行する会報については、平成 22 年 9 月より PDF ファイルにより刊行し、Kinsaki-net に掲載しているほか、その内容の一部については、金融先物取引についての投資家教育の観点から一般ホームページに掲載（平成 22 年 10 月から）しています。

会報については、今後とも出版時期等も含め、編集刊行の改善工夫を図ります。

平成 25 年度の各号における主な会報掲載事項は以下のとおりです。

① 第 97 号（平成 25 年 6 月 Kinsaki-net 掲載）

- (i) 第 24 回通常総会
- (ii) 「決算状況表」にみる会員の事業態様
- (iii) 英国の新金融業規制の枠組等

② 第 98 号（平成 25 年 9 月 Kinsaki-net 掲載）

- (i) 東京外国為替市場委員会・一般社団法人金融先物取引業協会調査部による共同調査報告「店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況」
- (ii) 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高（2013 年上半期）
- (iii) 韓国の証券先物規制と市場等
- (iv) 協会規則の制定及び一部改正（個人向け店頭通貨バイナリーオプション・非対称スリッページ関連）

③ 第 99 号（平成 25 年 12 月 Kinsaki-net 掲載）

- (i) 協会概況—平成 25 年度年央報告
- (ii) 「決算状況表」にみる会員の事業態様
- (iii) 米欧の相場操縦等規制制度と摘発事例
- (iv) 監査体制（実地監査とモニタリング）

④ 第 100 号（平成 26 年 3 月 Kinsaki-net 掲載）

- (i) 2013 年海外主要金融デリバティブ市場の現状
- (ii) 外国為替市場における店頭 FX 証拠金取引のカバー取引実態調査
- (iii) 内部管理責任者資格試験・外務員資格試験・外務員資格更新研修試験受験者数及び合格者数の推移
- (iv) 協会実地監査における指摘事項等について
- (v) 監査部モニタリング活動について（スリッページに関する書類監査等）

(イ) 金融先物取引関係法規集

① 金融先物取引関係法規集データベース

平成 22 年 2 月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を開始しています。これは、平成 22 年度当時において、金融商品取引法の施行や G20 ピッツバーグ・サミットを契機とする国際的な店頭デリバティブ市場の規制改革にともない広範な制度整備等により法令改正等が頻繁に行われてきたことを背景として常に新しい法令体系等を会員に提供するという観点から講じられてきたものです。同データベースは、本協会一般向けホームページ又は Kinsaki-net から利用が可能です。

② 金融先物取引関係法規集

金融先物取引関係法規集は、紙媒体も刊行していますが、平成 25 年度分より効率化、利便性の見地から、現行の 2 分冊を 1 分冊構成に圧縮して平成 26 年 3 月 17 日に刊行しました。

(ウ) 金融先物取引業務マニュアル…平成 23 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）。紙媒体はオンデマンドにより出版することとしています。

(エ) 金融先物取引の知識…平成 24 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）。紙媒体は平成 26 年度よりオンデマンドにより出版する予定です。

(オ) 金融先物取引業務研修テキスト…平成 25 年度電子化（Kinsaki-net 掲載）。なお、平成 23 年 10 月より試験問題集全文の電子化（Kinsaki-net 掲載）を行っています。

7. 協会史の編集

平成元年 8 月に設立以来の本協会史作成を目指し、資料の収集等を進めています。（別紙 1 「金融先物取引業協会の系譜」参照）

四 外務員登録事業及び内部管理責任者事業

1. 外務員登録事務の実施等

(1) 外務員登録事務の実施

平成 17 年 7 月の金融先物取引法改正において、外務行為を行うものに対し、外務員制度が導入され、登録に係る業務が金融庁長官から本協会への委任が行われました。その後、平成 19 年 9 月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

平成 26 年 3 月 31 日までに累計 186,872 名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、119,837 人です。

平成 25 年度中の処理件数は、外務員登録 9,355 件を含め、24,794 件、新規登録に伴う外務

員登録手数料収入は9百万円でした。

(2) その他外務員登録制度の整備

(ア) 外務員登録に試験合格を要件とする者の対象の拡大

外務員の登録に資格試験の合格（下記4. (1)「外務員資格試験の実施状況」参照）を登録要件としている外務員は、従来、外国為替証拠金取引を取扱う外務員のみとされてきましたが、平成25年より、これに加えて、仲介業を行う者及び個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う者についても、委任者と協議の上、同試験の合格を登録要件としました。

(イ) 試験問題の見直し

外務員登録の際、資格試験合格を要件とする範囲が新たに拡大したことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、Kinsaki-netに掲載している試験問題の付属の解説の適用条文、文言の確認・整理をしました。

(3) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し金融庁監督局証券課に提出しています。

平成25年度分についても、平成26年6月18日の通常総会の審議を経て提出することとしています。（別紙12「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成25年度）」参照。）

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の概要

(1) 外務員資格試験の概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、旧金融先物取引法改正（平成17年7月1日）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化であることを踏まえ、本協会においての当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「外務員の登録等に関する規則」（平成17年6月27日第3回理事会決定、平成25年7月18日最終改正））

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（「外務員の登録等に関する規則」第4条第1項第1号に該当することを資格要件とする者に限ります。）に対しては、平成22年10月より、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合に外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」が実施されています。

3. 内部管理責任者事業の概要

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」(平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正)により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施する内部管理責任者資格試験(平成9年2月から)に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県150箇所余り(平成26年3月末現在)で実施されています。

また、これらの試験については、その試験問題をKinsaki-netに全問題掲載しています。

(別紙13「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照)

(1) 外務員資格試験の実施状況

平成25年4月から平成26年3月末における試験実施状況は、受験者数745人、合格者数743人です。なお、平成26年3月末までの累計受験者数は20,950人で、合格者数は、19,137人です。

(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成25年4月から平成26年3月末における試験実施状況は、受験者数450人、合格者数446人です。なお、平成26年3月末までの累計受験者数は2,007人で、合格者数は、1,950人です。

(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成25年4月から平成26年3月末における試験実施状況は、受験者数400人、合格者数398人です。なお、平成26年3月末までの累計受験者数は10,638人で、合格者数は、8,656人です。

五 自主規制事業の概要

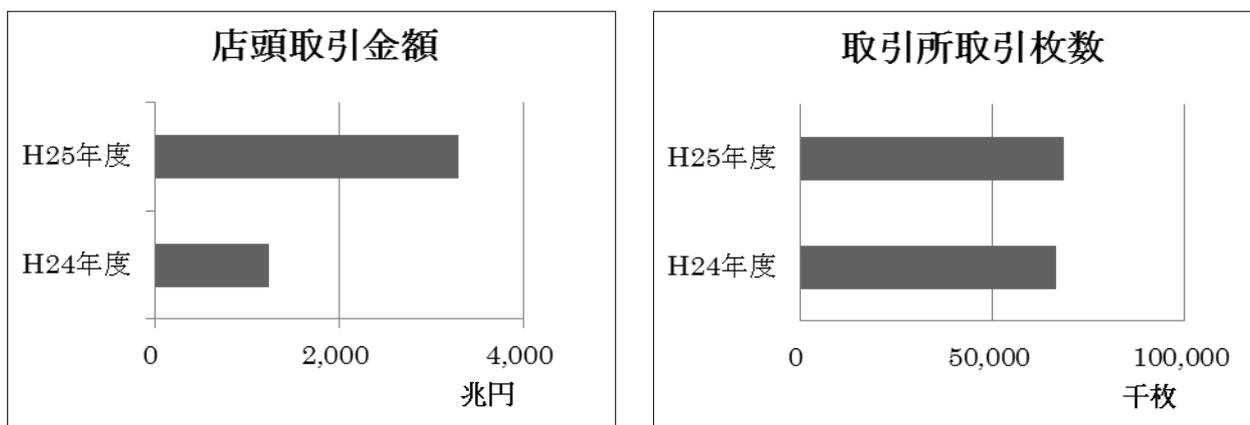
1. 所管金融商品取引の市況概要

(1) 取引の概況(平成25年度第1四半期より第3四半期まで(平成25年4月より12月まで))

平成24年12月に発足した安倍政権による新たな経済政策(いわゆるアベノミクス)と日本

銀行の金融政策方針の変更、また海外では米国経済の好転と量的緩和政策の縮小などを背景に、当年度（ただし、第1四半期から第3四半期まで、以下本項において同じ）における我が国の金融先物取引は、外国為替関連デリバティブ取引を中心に活発に取引され、取引所取引の取引枚数は68,715千枚（前年度同期比3.1%増）、店頭取引金額は330,105百億円（同165%増）となりました。このうち特に、店頭外国為替証拠金取引の取引金額が著しく伸長し、328,505百億円（同166%増）となりました。

なお、「平成25年度第1四半期から第4四半期までの統計」は平成26年5月末日を目途に本協会一般向けホームページ、Kinsaki-netに掲載を予定しています。



*平成24、25年度の実績は、第1四半期より第3四半期までの累計実績に基づく

(2) 個別商品取引関係

(ア) 平成25年度において顕著な取引の増加が認められた外国為替証拠金取引（市場、店頭）における取引の概況

① 取引高（平成25年4月～12月末迄）

取引所	受託取引枚数	
店頭		3,285,047,627 百万円

② 預託金残高（平成25年12月末）

取引所	1,959 億円
店頭	10,834 億円

③ 口座数（平成25年度第3四半期実績）

実績口座	取引所	
	店頭	740,477

(イ) その他の取引概況（平成25年4月～12月末迄）

- ① 店頭通貨オプション取引は、12兆4,504億円（前年同期比+90%増）
- ② NDF取引は3兆0,322億円（同+54%増）

- ③ 個人向け店頭取引に新規制が導入されるバイナリーオプション取引は、5,252 億円（▲14%減）（注）
 - ④ 市場デリバティブ取引のうち金利系デリバティブ取引で海外の取引所に上場されている取引は 17,920 千枚（前年同期比 + 37%増）
 - ⑤ 国内の取引所に上場されている金利系デリバティブ取引は、8,571 千枚（同▲0.7%減）
 - ⑥ 市場デリバティブ取引のうち通貨系のデリバティブ取引で海外取引所に上場されている取引は 241 千枚（前年同期比▲44%減）
 - ⑦ 国内の取引所に上場されている通貨系デリバティブ取引は 41,980 千枚（同▲5%減）
- （注）バイナリーオプションの想定元本額は、予め定められた支払金額（ペイアウト金額）としています。（別紙 14「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成 4 年の金融先物取引法の改正により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられ、現在、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

実地監査については、平成 4 年度から実施しています。取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成 17 年度から）及び東京証券取引所自主規制法人（平成 22 年度から平成 25 年 7 月 15 日までは大阪証券取引所）との間で合同検査を行っています。

モニタリングについては、平成 21 年度以降、自主規制事業の各分野で、種々の規制見直しを実施されてゆく中で、このような大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたモニタリングを実施することとしました。体制整備の成果を基に、平成 22 年 7 月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）を整備し、現在に至っています。

(2) 実地監査

平成 25 年度の実地監査実施件数は 27 社でした。

取引所参加者に対する実地監査に当たっては、取引所との合同監査を原則としており、平成 25 年度における合同検査実施件数は 8 社でした。

平成 25 年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、自己資本規制比率の算出に誤りがみられた事例や、取引開始基準が不明確であった事例、顧客管理態勢が不十分であった事例、また法定帳簿や説明書類縦覧関

係での不備等が認められましたので、必要な指導を行いました。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせ実施しています。

(イ) モニタリング項目

平成 25 年度においては、前年度から継続して行っているものも含め以下の 13 項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款 4 条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（HP や雑誌の定期的な確認等）（ウ）広告モニタリング参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX 取引における提示価格や約定価格等が対象）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX 取引及び BO 取引に関して、会員から徴求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）
- ⑫ 特別監査、特別調査及び概況調査（オ）特別監査、カ）特別調査、キ）概況調査参照）
- ⑬ 書類監査（ク）書類監査参照）

(ウ) 広告モニタリング

本協会の広告モニタリングにおいては、適宜、雑誌広告やアフィリエイト広告の確認、及び定期的に会員の HP の確認を実施し、必要に応じて内容の修正を求めるなどの指導を行っています。

会員 HP 広告及びアフィリエイト広告に係る昨年 4 月～今年 3 月までの指導件数は会員 22 社に対し延べ 41 件の指導を行っており、当該指導内容は以下の通りとなっています。

広告モニタリングによる指導内容（平成 25 年度）

広告の種類	延べ件数	内容概要
スプレッド広告	24	不適切文言の使用。不適切な表示。必要事項記載漏れ。更新が適切になされていない。比較広告の要件不備など。
アフィリエイト広告	6	不適切文言の使用。不適切掲載。誤認を招く表現。
バイナリー広告	5	不適切文言の使用。誤認を招く表現。など。
キャンペーン	4	無期限で実施。
法人口座に関する広告	1	誤認を招く表現。
FX 取引利益実績	1	ディスクレイマーの位置。
合計	41	-

(エ) 海外無登録業者

以前から金融庁（財務局）に登録のない海外業者（海外無登録業者）が、無登録のまま国内の投資家に FX 取引等の勧誘を行っている状況が認められています。このような業者に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起を実施しているところです。しかしながら、本協会が定期的に行っている雑誌の広告についてのモニタリングにおいて、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められています。このような状況に鑑みて、平成 25 年度においては、本協会の一般投資家に向けてホームページにて「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」とのバナーをトップページにより明確に掲載し、注意喚起を実施するとともに、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、日本雑誌広告協会に対して、金融庁、関東財務局及び本協会の三者で、FX 取引等の勧誘に関する広告の掲載にあたっては、当該勧誘を行っている業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか事前に確認するなどの改善に関する申し入れを行いました。

(オ) 特別監査

平成 25 年度の特別監査実施件数は、1 社でした。

今年度においては、価格モニタリングの一環として、店頭 FX 取引取扱い会員のうちスプレッド広告を行っている会員 38 社に対してそれぞれ顧客へ配信している提示価格データを徴求し、そのスプレッドが、当該会員が行っているスプレッド広告と合致しているかを検証しました。当該検証結果に基づき、平成 25 年度においては監査の必要があると認められた会員 1 社（2. (2)「実地監査」27 社の内数）に対して特別監査を実施し、スプレッド広告及び広告掲載後の審査の適切性確保を図りました。

(メ) 特別調査

平成 25 年度の特別調査実施件数は、6 社でした。

前年度に引き続き投資者の信頼確保の観点から、未接触会員及び財務指標が一定の水準を割り込んだ会員、仲介業務を開始した会員について、特別調査を実施しました。

① 未接触会員対応の完了

未接触会員（FX 取引取扱い会員のうち、実地監査等が行われていない会員）に対して、顧客資産管理態勢、市場リスク管理態勢、営業管理体制など、調査項目を絞った実地での調査を行い、その業務の適切性等を効率的にチェックすることを目的とした特別調査を実施しました。前年度に引き続き、平成 25 年度においては残り 2 社について実施しました。これによって当該特別調査は完了し、未接触会員はなくなりました。

② 財務健全性の確保

店頭 FX 取引取扱い会員のうち、平成 24 年 12 月に、区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた事例が発生したことから、平成 24 年度中から自己資本規制比率、純資産額が一定の数値を割っている会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています（下記(4)(イ)「会員デフォルト時の業務マニュアルの策定」参照）。平成 25 年度においては、自己資本規制比率が一定の数値を割った会員 1 社に対し、又、自己資本規制比率、純資産額が一定の数値を割った会員 1 社に対し、合計 2 社について実施しました。

③ 金融商品仲介業への対応

本協会においては、平成 24 年 11 月 24 日に「金融商品仲介業者に関する規則」の制定及び関係諸規則の整備をし、平成 25 年 1 月 1 日付で施行しました。「金融商品仲介業者に関する規則」は、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的としています。このような規制環境の変化に鑑み、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため実地での特別調査を行うこととしています。平成 25 年度においては 2 社について実施しました。

(キ) 概況調査

平成 25 年度は、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員 3 社に対し、初期段階における自己資本規制比率等財務状況及び内部管理態勢等の適正性を確認する為の概況調査を実施しました。

(ク) 書類監査

- ① 個人向け店頭バイナリーオプション取引に関しては、平成 25 年 7 月 18 日付で、本協会規則「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」及び「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」を新設し、経過措置を経て、平成 25 年 12 月 1 日付で実質的に施行となりました。これを受けて、各会員の個人向け店頭バイナリーオプション取引業務に関し、対応状況の把握、及び、各会員の自主的な評価及び点検の実施を目的とした書類監査を下記の通り実施しました。

書類監査実施日：平成 25 年 12 月 19 日

対 象 会 員：店頭バイナリーオプション取引取扱い会員

対 象 会 員 数：7 社

- ② 店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページの発生に係る注文執行に関する態勢整備を図り、顧客にとって不公平となる非対称なスリッページの取扱いを無くし、かつ、顧客への事前説明を適切に行うことを目的とし、平成 25 年 8 月 9 日付「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部が改正され、同日付で、本協会規則「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 の 2 及び第 25 条の 2 の 3」を新設し、経過措置を経て、平成 25 年 12 月 1 日付で実質的に施行しました。これを受けて、各会員のスリッページの発生に対する態勢の整備状況及び顧客に対する事前説明の状況に関し、対応状況の把握、及び、各会員の自主的な評価及び点検の実施を目的として、書類監査を下記の通り実施しました。

書類監査実施日：平成 25 年 12 月 19 日

対 象 会 員：店頭 FX 取引取扱い会員

対 象 会 員 数：63 社

(4) その他

- (ア) 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」との連携

- ① 紛争解決等業務の委託等に関する協定 (平成 21 年 12 月 1 日締結) に基づき「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」(以下「FINMAC」といいます。)に委託している苦情処理等については、苦情あっせん処理と自主規制業務との連携の観点から、FINMAC 発足時に、苦情あっせん処理業務状況等の連携についての取り決めを行っており、FINMAC にて受付された、あっせん・苦情・相談の状況について月次で資料を徴求し、現状把握を行っています。
- ② FINMAC から要請を受け、協会職員を講師として派遣し、最近の自主規制の動向について相談員を対象とした研修を行いました。

(イ) 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

上記 ((3)カ)②「財務健全性の確保」参照)のように、店頭 FX 取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は会員が破たんした時若しくはその恐れがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関する留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しました。

(ウ) 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

3. 自主規制ルールの制定状況

(1) 自主規制ルールの制定状況

(ア) 協会規則の一部改正等

理事会決議により、以下の協会自主規制規則の制定・改正が行われています。

① 個人向け店頭バイナリーオプションについての包括的制度改革

個人投資家向けバイナリーオプションワーキンググループの最終報告を受けて、個人向け店頭バイナリーオプション取引は、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」が制定され、関連する「金融先物取引業務取扱規則」、「外務員の登録に関する規則」に関する細則の一部が改正されました（平成 25 年 7 月 18 日第 5 回理事会決定、平成 25 年 8 月 1 日施行）。また、同時に内閣府令、監督指針も改正され、平成 25 年 8 月 1 日付で公規制、自主規制が同時に施行されました。（完全施行は平成 25 年 12 月 1 日）

② 店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページ関連の態勢整備

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（平成 25 年 8 月 9 日第 6 回理事会決定、平成 25 年 8 月 9 日施行）が行われ、会員が、店頭外国為替証拠金取引において問題となる非対称なスリッページの取扱いを行うことがないように、顧客の注文執行に係る態勢を整備し、かつ、注文執行の仕組みや、それにより発生するスリッページの取扱いなどについて顧客が十分に理解した上で取引を行うために必要な事項を取引説明書に記載すること等を内容とする条項を追加しました。また、併せて、問題となる非対称スリッページへの該当性について注文種類ごとに例示した整理表を作成し、「【金先協平 25 第 189 号 E】金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 の 2 第 3 項の適用関係等について（平成 25 年 8 月 9 日付

発出)」として発出しています。なお、店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページに係る公規制としては、上述の自主規制制定と同日の平成 25 年 8 月 9 日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が行われています。

③ 認定投資者保護団体申請に係る関連規則等の整備

外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引等、個人向け取引が行われる中、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となってきたことから、認定個人情報保護団体となるため金融庁へ認可申請を行うこととしました。(平成 26 年 3 月 31 日付申請)

これに先立ち、「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を制定し、本協会へ苦情相談室を設置しました。

(平成 26 年 3 月 27 日第 13 回理事会決定、施行は認定個人情報保護団体として主務官庁より認定を受けた日からとされています。)

(イ) 自主規制規則の制定・改正・資料の整備

自主規制ルール制定・改正に際して、制定改正の経緯、条文など解釈、会員の社内規定例等、制定・改正・資料作成に当たって統一した項目により会員へ開示するよう努めています。

この資料は、全て Kinsaki-net において、What's New 及びお知らせトピックスのページに公表されています。

(ウ) パブリックコメント手続きの実施

自主規制ルールの制定・改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手続きをするため、その手続きについて平成 25 年 12 月 20 日の業務部会、平成 26 年 1 月 21 日の自主規制部会の了解を得て決定し、平成 26 年 1 月 30 日の理事会へ報告しました。

同手続きの 1 回目として、認定個人情報保護団体関連規則等案について平成 26 年 1 月 30 日から平成 26 年 2 月 26 日の期間でパブリックコメントの募集を行いました。

(エ) 自主規制ルールの定期的見直し

自主規制ルールについては、環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成 24 年度より定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、実施年度又は次年度における自主規制規則等の整備活動へ反映していくこととしました。

平成 25 年度においては、平成 26 年 1 月 15 日から 2 月 12 日の間に意見等の募集を行い、店頭外国為替証拠金取引におけるロスカット取引に関する意見、海外取引所の金融先物取引

に係る媒介約諾書に関する意見の2件が寄せられました。これらについては、それぞれFX部会幹事会、自主規制部会において検討することとしています。

(2) 各専門部会の開催状況

(ア) FX 幹事会

外国為替証拠金取引（FX）部会では、幹事会を中心に、平成21年度からの各種の規制見直しに対して、新制度への円滑な移行と定着を図り、広範なルール作りを行い、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備をすすめています。（別紙15「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

平成25年度においては、前年度から審議している店頭外国為替証拠金取引におけるスリッページに係る自主規制規則案について4月及び5月に定例開催のほかに臨時の開催を行って集中的に審議し、同規則案をとりまとめています。（平成25年8月9日第6回理事会決定）

(イ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置

① 平成24年度に開始したバイナリーオプションワーキンググループは、平成25年4月24日「通貨（通貨指標）を原資産とする個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る自主規制の在り方（最終報告）」をまとめた後、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則（素案）」及び「同ガイドライン（素案）」を検討、その内容を確認し、平成25年5月16日第12回ワーキンググループをもって終了しました。

② その後、新たな規制に則った個人向け店頭バイナリーオプション取引の実務対応を図るため、すでに同オプション取引を取り扱う会員と本協会事務局との検討会が行われ、その結果に基づき同取引の金融先物取引としての健全な発展を目的として同取引の実務の標準化等を図るため、業務・自主規制部会の承認のもと、平成25年8月1日の個人向けバイナリーオプションにかかる自主規制の施行に合わせ、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会を設置しました。

4. 「消費者取引に関する政策評価」への対応

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組みを取りまとめた消費者基本計画が改定（平成22年3月30日閣議決定）され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成25年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成21年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール整備・遵守の義務付け（平成21年8月施行）

及び② FX 業者等に対する証拠金規制（平成 22 年 8 月施行）の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」（総務省平成 26 年 4 月）として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成 21 年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正による FX 業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の 4 % 以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、i) 金融先物取引業協会の協会員が行う FX 取引に関する苦情件数が、最も多い平成 20 年度と 24 年度を比較すると減少していること、ii) FX 業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。

5. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会

(ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の執行適正化のため、規律委員会の設置の検討を進め、平成 24 年 2 月自主規制委員会及び 3 月業務委員会です承され、平成 24 年 3 月 30 日第 14 回理事会決議を受け、平成 24 年 6 月 12 日同委員会が設置されました。

規律委員会は外部委員 3 名により構成されています。

また、会員からの意見聴取のため、専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の 3 名を専門委員に委嘱としました。（専門委員については、議決権がありません。）

(イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

(ウ) 規律委員会の開催状況

平成 26 年 3 月末までの規律委員会の開催状況は次のとおりです。（平成 25 年度 3 回開催）

第 5 回：平成 25 年 5 月 29 日（今後の規律委員会検討事項について）

第 6 回：平成 25 年 11 月 20 日（今回の処分関係検討項目の内容について）

第 7 回：平成 26 年 3 月 26 日（処分関係の制度整備について）

(2) 処分状況

平成 26 年 3 月末までに、本協会の定款又は規則に基づく、法令等の違反行為を行った会員及び外務員に対する処分は行われていません。

(3) 処分関係制度整備

処分関係の制度整備については、会員の処分量定基準の理事会決定とともに平成23年5月31日第3回理事会で、規律委員会の設置等について検討を進めることとされ、その後平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、同委員会の審議を経て決定することとされました。

これを受けて検討が進められてきましたが、平成25年度においても審議が続けられ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め包括的に整備を検討することとされ、現在、平成28年12月末を目途に作業が進められています。

(注) 会員処分については、定款第19条の規定に基づき実施しています。また、外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、金融商品取引法第64条の5に基づく本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第6条及び第11条の規定に基づき実施しています。

(ア) 会員処分関係の検討項目

- ① 会員の処分手続等に関する定款規定の整備
- ② 不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設
- ③ 会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設
- ④ 「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

(イ) 外務員処分関係の検討項目

本協会において実施している外務員資格停止処分については、他協会において制度改正が検討されているところから、本協会においても同様に対応することとされました。

- ① 登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い
- ② 外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設
- ③ 「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

(ウ) その他今後の検討項目について

- ① 不都合行為者に対する制裁規定の新設
- ② 登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設
- ③ 内部管理責任者に対する処分の検討

(エ) 日程等

上記の検討項目に係る会員及び外務員の処分関係制度整備については、多岐にわたる制度改正が必要となるため、平成28年12月を目途として作業を進めることとしています。

6. 苦情相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成 22 年 2 月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始し、その後、平成 23 年 4 月 1 日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業についてのあっせんについては、同センターの独自業務となりました。

他方、苦情相談、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務についてのあっせんは、引き続き本協会からの業務委託を行っています。

平成 26 年 3 月末における苦情相談、あっせんの状況は別紙 16「あっせん・苦情・相談処理状況」とおりです。

7. 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動をお伝えする等のため、会員セミナーの開催を行っています。平成 25 年度における開催状況は以下のとおりです。

- (1) 平成 25 年 10 月 28 日 業務委員会委員及び自主規制委員会委員と当局との意見交換会開催（金融庁総務企画局及び監督局並びに証券取引等監視委員会事務局）
- (2) 平成 25 年 11 月 25 日 大阪セミナー 「最近の経済情勢等について」他
- (3) 平成 26 年 3 月 5 日 会員セミナー 「FATCA について」他

これまでのセミナー・説明会の実績については別紙 17「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」とおりです。

六 調査統計事業

1. 統計事業

本協会では、会員各位より報告を受けた統計情報を集計し、各種統計として一般ホームページを通じて公表しています。

(1) 一般公表統計情報の刷新

平成 25 年度においては統計情報利用者の利便性を高めるため、「四半期統計」、「店頭月次速報」ページを一新するとともに掲載ファイルの様式変更を行い、また個人向けバイナリーオプション取引月次出来高データファイルの掲載を開始しました。

(2) 定期調査

過年度より引き続き、以下の定期調査を実施し、その結果について会員各位にお伝えするほか、その一部については、本協会の一般ホームページを通じて公表しています。

- (ア) 決算状況、中間決算（年2回）
- (イ) 四半期報告（年4回）
- (ウ) モニタリング調査表（毎月：外国為替証拠金取引取扱会員に限る。）
- (エ) 月次出来高（毎月：店頭外国為替証拠金取引又は個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員に限る。）
- (オ) 外国為替証拠金取引顧客損益状況（年1回：外国為替証拠金取引取扱会員に限る。）

(3) スポット調査

(ア) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会調査部では、毎年1回、店頭外国為替証拠金取引を調査対象として、東京外国為替市場委員会とカバー取引の種類（取引態様）、数量などに関する共同調査を実施しています。本年度は59社の会員にご協力いただき、平成25年9月5日に調査結果を公表しました。

(イ) 外国為替証拠金取引業者におけるカバー取引状況調査

我が国で行われる店頭外国為替証拠金取引が外国為替市場に与える影響を分析するため、ご提供いただいているモニタリング調査表等に基づき調査を実施し、調査結果を会報（100号、外国為替市場における店頭FX証拠金取引のカバー取引実態調査 ―平成26年1月28日公表の「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の結果を受けて―）に掲載しました。

(4) マッピング

本協会では、金融デリバティブ取引に係る国内外の新たな公的規制に対し、会員の業務対応を円滑化させるべく、それら情報を整理し発信に努めるとともに、新種の金融先物取引に関する情報収集と商品性の理解、分類を図り、金融商品取引法並びに本協会の自主規制ルールの適用関係等を整理し、各種取引とその規制関係を網羅的に整理する、いわゆるマッピングを進めています。本年度においては、店頭通貨バイナリーオプションに対する金融商品取引法上の位置づけ及び法規制の適用関係が明らかとなり、マッピングが進みました。

（別紙14「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

(5) 世界的な規制環境変化への対応（G20の店頭デリバティブ市場規制改革を契機としたFinancial Market Infrastructureへの対応）

(ア) Financial Market Infrastructureへの対応

平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットで合意した4項目の店頭デリバティブ取引規制の当年度末時点における状況は以下のとおりです。

- ① 取引情報報告については、平成24年11月から実施され、協会所管の自主規制商品も対象となりました。ただし約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除か

れます。

- ② 清算集中については、円建て金利スワップ、CDSの一部指数銘柄が対象となり、本協会所管の商品は引き続き対象外となりました。
- ③ 電子取引基盤の利用については、平成24年9月に金融商品取引法が改正され、3年以内に施行が予定されています。
- ④ 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制は、平成25年9月2日に公表されたIOSCOの最終報告によれば、平成27年12月からの実施が予定されています。

(6) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業に取り組んでいます。本年度は、店頭外国為替証拠金月次速報及び四半期報告において、これまで公表してきた出来高などの統計数値の大半を時系列に組み直したデータファイルの提供を開始し、併せて公表する統計関連資料の英文化率の向上に努めました。

なお、各種統計資料は、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトとリンクを設け、公衆閲覧の充実を図っています。

(イ) トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。

(ウ) 東京外国為替市場委員会

- ① 本協会は、東京外国為替市場委員会 E・コマース小委員会に所属しています。
- ② 平成23年度より年1回、店頭外国為替証拠金取引に関する共同調査を実施しています。調査内容は上記「(3)スポット調査」をご参照ください。

2. 統計事業の整備状況

前事業年度に続き、Kinsaki-net を通じた会員報告データのセキュリティ向上、集計の効率化及びデータ保存の高度化などとともに、統計資料をご利用いただくことを念頭に正確かつ安定的、迅速に提供する態勢整備に取り組んでいます。

(1) 主な検討項目

- (ア) 会員が新たに取扱いを始める商品についての統計報告手順の明確化
- (イ) 取引所上場商品の定期的な見直しによる報告対象商品の修正
- (ウ) 定期的な統計データ報告の標準化（修正報告を含む。）

- (エ) 公表統計の再利用を促進する公表方式への変更
- (オ) 統計内容の解説等の充実
- (カ) 公表統計資料の英文化等

3. 学術連携事業（調査研究）

前年度に実施した強制ロスカット制度に関する研究に用いたサンプルデータ数を拡大し、かつ行動経済学的アプローチを取り入れて、我が国のロスカット制度と個人の投資行動との関係性について神戸大学岩壺教授との共同研究を行い、強制ロスカット制度が「気質効果（注）」の強い投資家にとって有効である点を実際の取引データをもとに確認することができました。

（注）気質効果とはFX 証拠金取引の場合、一般的に損切は遅く、益出しが早くなる傾向をいう。

4. その他の調査

各国（主に欧米、シンガポール、東アジア諸国）における店頭デリバティブ規制の状況等について継続的に情報収集しています。

また、金融先物外務員に必要とされる知識を整理し、個人投資家向け教育への応用を目指し、NFA の外務員試験向け教材などを調達、分析するなどの金融先物取引に係る教育分野への取り組みを開始しました。

七 他の自主規制機関等との協調

平成 19 年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めるほか、平成 25 年度における状況は別紙 18「他の自主規制機関等との協調」のとおりです。

八 定款変更

平成 25 年度における本協会の定款変更は次のとおりです。

- (1) 個人向け店頭バイナリーオプションについて、利用する通貨レートが金融商品取引法上の金融指標に該当し、「数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利」に係る取引であることから、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引である旨の金融庁よりの見解が示されたため、当該取引についてのこれまでの経緯等を踏まえ、従来の業務範囲の変更を行うことなく、当該取引に関する自主規制の作業日程を踏まえた緊急的な要請への対応として、定款の「店頭金融先物取引」の定義の一部変更（第 2 条の 2 第 3 号）を行いました。（平成 25 年 3 月 26 日付臨時総会、平成 25 年

4月1日施行)

(2) 前述の(1)のとおり、個人向け店頭バイナリーオプション取引の根拠規定については、法第2条第22項第4号に該当するとの見解が示されていましたが、その後、同条第3号に該当するものもあるとの金融庁見解が再度示され、個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する府令等の改正手続きを踏まえつつ、また、自主規制団体相互間の業務範囲の規定の仕方について、隙間がなく、かつ、重複がないものとする事との要請に対応するため、再度の変更(第2条の2第3号)を行いました。

なお、今回の変更に係る金融商品取引としては、現時点で、従来から業務範囲とされてきたバイナリーオプション取引以外のものはないとの認識が金融庁から示されており、今回の変更は、本協会の業務範囲に直ちに変更が生ずるものではありません。(平成25年6月12日付第24回通常総会、平成25年7月1日施行)

九 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成 26 年 3 月 31 日現在、本協会の会員は 150 社、特別参加者は 10 社です。

平成 25 年度中、会員については、入会 4 社、退会 10 社（合併による消滅 1 社、事業譲渡 2 社、分割譲渡 1 社、金融商品取引業の廃止 5 社、金融先物取引業撤退 1 社）、特別参加者については、入会 2 社の異動がありました。

会員・特別参加者の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都 市 銀 行	4	—
地 方 銀 行	29	2
信 託 銀 行	3	—
そ の 他 の 銀 行	9	—
外 国 銀 行	8	—
地 方 銀 行 II	5	—
信 用 金 庫	—	—
系 統 金 融 機 関	1	2
短 資 会 社 等	—	—
証 券 会 社	55	2
外 国 証 券 会 社	6	—
商 品 先 物 会 社	4	—
先 物 専 門 会 社	26	2
損 害 保 険 会 社	—	—
そ の 他	—	2
合 計	150	10

(注)「地方銀行 II」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。(以下同じ。)

(2) 会員一覧

※会員番号順、役職名は会員届による。

会員名	代表者
都 市 銀 行	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長 東 和 浩
株式会社三菱東京UFJ銀行	頭 取 平 野 信 行
株式会社三井住友銀行	頭 取 國 部 毅
株式会社みずほ銀行	取締役頭取 佐 藤 康 博
地 方 銀 行	
株式会社千葉銀行	取締役頭取 佐久間 英 利
株式会社横浜銀行	頭 取 寺 澤 辰 磨
株式会社東京都民銀行	取締役頭取 柿 崎 昭 裕
株式会社伊予銀行	代表取締役頭取 大 塚 岩 男
株式会社百十四銀行	代表取締役頭取 渡 邊 智 樹
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取 庵 栄 伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取 堰 八 義 博
株式会社第四銀行	取締役頭取 並 木 富 士 雄
株式会社北越銀行	取締役頭取 荒 城 哲
株式会社北國銀行	代表取締役頭取 安 宅 建 樹
株式会社十六銀行	取締役頭取 村 瀬 幸 雄
株式会社千葉興業銀行	取締役頭取 青 柳 俊 一
株式会社中国銀行	取締役頭取 宮 長 雅 人
株式会社広島銀行	取締役頭取 池 田 晃 治
株式会社常陽銀行	取締役頭取 寺 門 一 義
株式会社八十二銀行	取締役頭取 湯 本 昭 一
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取 土 屋 曉
株式会社静岡銀行	取締役頭取 中 西 勝 則
株式会社京都銀行	取締役頭取 高 崎 秀 夫

株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	久保田 勇 夫
株式会社山口銀行	取締役頭取	福田 浩 一
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	陣内 芳 博
株式会社百五銀行	取締役頭取	上田 豪
株式会社群馬銀行	取締役頭取	齋藤 一 雄
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	大道 良 夫
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取	藤田 博 久
株式会社福井銀行	代表執行役頭取	伊東 忠 昭
株式会社七十七銀行	取締役頭取	氏家 照 彦
株式会社北九州銀行	取締役頭取	加藤 敏 雄

信 託 銀 行

三井住友信託銀行株式会社	取締役社長 常	陰 均
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長 若	林 辰 雄
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長 中	野 武 夫

そ の 他 の 銀 行

株式会社ジャパネット銀行	代表取締役社長	小 村 充 広
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	上 條 正 仁
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	馬 場 信 輔
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永 田 俊 一
株式会社新生銀行	代表取締役社長	当 麻 茂 樹
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	石 井 茂
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	川 島 克 哉
シティバンク銀行株式会社	代表取締役社長	城 野 和 也
株式会社じぶん銀行	代表取締役社長	鶴 我 明 憲

外 国 銀 行

バークレイズ銀行	日本における代表者	加 島 章 雄
香港上海銀行	日本における代表者	ケーバー・マククリーン
U B S 銀行	日本における代表者 兼 共 同 支 店 長	小 関 泉
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者 ： 東 京 支 店 長	Guillaume Burtschell
クレディ・スイス銀行	日本における代表者 支店長ディレクター	市 東 久
J Pモルガン・チェース銀行	日本における代表者 兼 東 京 支 店 長	李 家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	日本における代表者	今 井 正 之
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店長（代行）	賀 川 浩 一

地 方 銀 行 II

株式会社北洋銀行	取締役頭取	石 井 純 二
株式会社関西アーバン銀行	代表取締役 頭取	北 幸 二
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	野 坂 文 雄
株式会社みなと銀行	取締役頭取	尾 野 俊 二
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	入 江 優

系 統 金 融 機 関

株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	杉 山 秀 二
--------------	---------	---------

証 券 会 社

岩井コスモ証券株式会社	代表取締役社長	沖 津 嘉 昭
みずほ証券株式会社	代表取締役社長	本 山 博 史
メリルリンチ日本証券株式会社	代表取締役社長	Timothy Latimore

野村証券株式会社	取締役兼 代表執行役社長	永井浩二
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	ロドリゴ・ゾリラ
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	神馬宗夫
松井証券株式会社	代表取締役社長	松井道夫
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	桑原良
大和証券株式会社	取締役社長	日比野隆司
株式会社SBI証券	代表取締役社長	高村正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	マーティン・キーブル
JPMorgan証券株式会社	代表取締役社長チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	李家輝
モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社	代表取締役社長	ジョナサン・キッドレッド
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠雄治
エイト証券株式会社	代表取締役社長	飯盛信文
バークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	中居英治
豊証券株式会社	代表取締役社長	伊藤立一
岡三オンライン証券株式会社	取締役社長	池田嘉宏
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	高島秀行
ゴールドマン・サックス 証券株式会社	代表取締役社長	持田昌典
内藤証券株式会社	取締役社長	内藤誠二郎
益茂証券株式会社	取締役社長	木内幹男
トレイダーズ証券株式会社	代表取締役社長	金丸勲
マネックス証券株式会社	代表取締役社長	松本大
カブドットコム証券株式会社	取締役兼 代表執行役社長	齋藤正勝
エイチ・エス証券株式会社	代表取締役社長	和田智弘
株式会社DMM.com証券	代表取締役	谷川龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川路猛
株式会社ライブスター証券	代表取締役社長	小澤明久

FXCMジャパン証券株式会社	代表取締役	飯田和則
新生証券株式会社	代表取締役社長	多良尚浩
ニューエッジ・ジャパン証券株式会社	代表取締役社長	篠塚真
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	代表取締役	Sean Lawrence
東岳証券株式会社	代表取締役社長	猪首秀明
東海東京証券株式会社	代表取締役会長 (最高経営責任者)	石田建昭
むさし証券株式会社	取締役社長	小高富士夫
株式会社アイネット証券	代表取締役	根津文彦
SMB C日興証券株式会社	取締役社長	久保哲也
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	豊泉俊郎
あい証券株式会社	代表取締役	加藤丈典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田文和
サクソバンクFX証券株式会社	代表取締役社長	小島和
I G証券株式会社	代表取締役社長	小池一弘
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	下山均
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役	フィリップ・アヴリル
日産センチュリー証券株式会社	代表取締役社長	二家英彰
K O Y O証券株式会社	代表取締役社長	猪股圭次
カネツFX証券株式会社	代表取締役会長	若林正俊
G K F X証券株式会社	代表取締役社長	相澤建太
U B S証券株式会社	代表取締役社長	大森進
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	代表取締役社長	三澤博文
プレミア証券株式会社	代表取締役社長	戸崎正次郎
I S証券株式会社	代表取締役社長	多田一昭
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井登
株式会社F P G証券	代表取締役社長	深谷幸司

外国証券会社

ソシエテジェネラル証券会社	日本における代表者 コンプライアンス部長	河 村 正 治
H S B C 証 券 会 社	日本における代表者	立 澤 賢 一
クレディ・アグリコル証券 会社	日本における代表者	M i c h e l R o y
アール・ビー・エス証券会社	日本における代表者 取 締 役 社 長	谷 口 祥 司
マッコリーキャピタル証 券会社	日本における代表者	尾 関 正 俊
東京海上フィナンシャルソ リューションズ証券会社	取 締 役 C E O	且 田 恭 一

商品先物会社

豊 商 事 株 式 会 社	代表取締役社長	石 黒 文 博
第 一 商 品 株 式 会 社	代表取締役社長	土 肥 章
岡 安 商 事 株 式 会 社	代表取締役会長	岡 本 安 明
ドットコモディティ株式会社	代表取締役社長	舟 田 仁

先物専門会社

株式会社FXプライムbyGMO	代表取締役社長	鬼 頭 弘 泰
J F X 株 式 会 社	代 表 取 締 役	小 林 芳 彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松 田 邦 夫
上田ハーロー株式会社	取 締 役 社 長	栗 原 恒 男
株式会社マネースクウェア・ ジャパン	代表取締役社長	相 葉 齊
F X ク リ エ イ ト 株 式 会 社	代表取締役社長	日 野 裕 治
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹 内 淳
フォレックスクラウン株式会社	代表取締役社長	浅 沼 克 人
株式会社アリーナ・エフエックス	代 表 取 締 役	濱 田 真 記 子

PLANEX TRADE.COM 株式会社	代表取締役社長	池 上 宏
e f x . c o m株式会社	代表取締役社長	宇佐美 麻 己
株式会社 A F T	代表取締役	宮 本 正 次
フォレックス・ドットコム ジャパン株式会社	代表取締役	シェーン・ブランシタイン
株式会社FXトレーディング システムズ	代表取締役社長	岩 城 順
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古 作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井 上 成 雄
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	伊 藤 雅 仁
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	細 合 俊 一
株式会社FXトレード・ フィナンシャル	代表取締役社長	鶴 泰 治
OANDA J a p a n株式会社	代表取締役	柳 澤 義 治
アヴァトレード・ジャパン 株式会社	代表取締役	丹 羽 広
FXコーポレーション株式会社	代表取締役	野 田 義 人
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	奥 山 泰 全
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石 野 由 美 子
アルパリジャパン株式会社	代表取締役	田 代 信 次
S B I F Xトレード株式会社	代表取締役	尾 崎 文 紀

(3) 特別参加者一覧

※特別参加者番号順、役職名は特別参加者届による。

特別参加者名	代表者
地 方 銀 行	
株式会社足利銀行	執行役頭取 藤 澤 智
株式会社福岡銀行	取締役頭取 谷 正 明
系 統 金 融 機 関	
農 林 中 央 金 庫	代表理事 理事長 河 野 良 雄
信 金 中 央 金 庫	副 理 事 長 秋 山 勝 男
証 券 会 社	
ばんせい証券株式会社	代表取締役社長 藤 井 史 郎
ステート・ストリート・グローバル・マーケット証券株式会社	代表取締役社長 ステファン・ジャスティン・バロック
先 物 専 門 会 社	
サン・キャピタル・マネジメント株式会社	代表取締役社長 前 田 利 和
株式会社マネックスFX	代表取締役社長 勝 屋 敏 彦
そ の 他	
日本ユニシス株式会社	金融第一事業部長 天 野 進
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長 重 光 達 雄

2. 役員等の状況

(1) 役員

平成26年3月31日現在の本協会の役員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理事(会長)	國部毅	株式会社三井住友銀行	頭取
理事(副会長)	永井浩二	野村證券株式会社	取締役兼代表執行役社長
理事	平野信行	株式会社三菱東京UFJ銀行	頭取
理事	堰八義博	株式会社北海道銀行	代表取締役頭取
理事	若林辰雄	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長
理事	川島克哉	住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役
理事	李家輝	JPMorgan証券株式会社	代表取締役社長・CEO
理事	楠雄治	楽天証券株式会社	代表取締役社長
理事	松田邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
理事	伊藤雅仁	ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長
(非会員理事)			
理事(専務理事)	後藤敬三		
監事	沼波正	公益財団法人金融情報システムセンター	常務理事

(2) 委員会委員

平成 26 年 3 月 31 日現在の本協会の業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会の委員は、次のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	藏原文秋	株式会社三井住友銀行 常務執行役員
副委員長	中島豊	野村證券株式会社 執行役員
委員	森崎孝	株式会社三菱東京UFJ銀行 専務取締役
委員	木谷哲也	株式会社北海道銀行 取締役 常務執行役員
委員	松田通	三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役副社長
委員	臼井朋貴	住信SBIネット銀行株式会社 執行役員 マーケティング本部長
委員	岸田直明	J P モルガン証券株式会社 上場デリバティブズ部長 エグゼクティブディレクター
委員	永倉弘昭	楽天証券株式会社 執行役員 FX 本部 FX 事業部長
委員	阿草龍二	セントラル短資FX株式会社 常務取締役 営業本部長
委員	伊藤雅仁	ワイジェイFX株式会社 代表取締役社長
(非会員委員)		
委員	後藤敬三	本協会 専務理事

(イ) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	森崎孝	株式会社三菱東京UFJ銀行 専務取締役
副委員長	川上進次	大和証券株式会社 常務執行役員
副委員長	野本哲嗣	株式会社外為どっとコム 専務取締役
委員	木谷哲也	株式会社北海道銀行 取締役 常務執行役員
委員	松田通	三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役副社長
委員	臼井朋貴	住信SBIネット銀行株式会社 執行役員 マーケティング本部長
委員	森部隆士	松井証券株式会社 常務取締役コンプライアンス部 担当役員 (システム部管掌)
委員	田村清	マネックス証券株式会社 取締役常務執行役員
委員	田村信司	インヴァスト証券株式会社 執行役員
委員	細合俊一	ヒロセ通商株式会社 代表取締役社長

委員 鶴 泰 治 株式会社F Xトレード・フィナンシャル
代表取締役社長

(非会員委員)

委員 神 作 裕 之 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

委員 後 藤 敬 三 本協会 専務理事

(ウ) 規律委員会

委員長 神 作 裕 之 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

副委員長 津 野 修 原・植松法律事務所 弁護士

委員 勝 尾 裕 子 学習院大学経済学部 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

平成26年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長 寺 島 久 史 株式会社三井住友銀行
投資銀行統括部 上席部長代理

副部長 檜 木 浩 典 野村証券株式会社 グローバル・マーケット企画部
マネージング・ディレクター

部会員 福 嶋 輝 久 株式会社三菱東京UFJ銀行
市場企画部 企画グループ次長

部会員 佐々木 剛 株式会社北海道銀行 国際部 部長

部会員 高 野 伸 正 三菱UFJ信託銀行株式会社
市場国際部 統括マネージャー

部会員 河 口 貴 史 住信SBIネット銀行株式会社 商品企画部 部長

部会員 五十嵐 千 穂 J Pモルガン証券株式会社
上場デリバティブズ業務部 ヴァイスプレジデント

部会員 久保井 芳 幸 楽天証券株式会社
FX本部 FX事業部 マネージャー

部会員 須 藤 博 史 セントラル短資FX株式会社 営業企画部 部長

部会員 浅 川 佳 延 ワイジェイFX株式会社 管理本部
法務コンプライアンスグループ マネージャー

(非会員部会員)

部会員 後 藤 敬 三 本協会 専務理事

(イ) 自主規制部会

平成 26 年 3 月 31 日現在の本協会の自主規制部会の部会員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	福嶋輝久	株式会社三菱東京UFJ銀行 市場企画部 企画グループ次長
副部会長	野原寛	大和証券株式会社 ダイレクト企画部 次長
副部会長	小松崎武志	株式会社外為どっとコム リスク統括本部 本部長
部会員	佐々木剛	株式会社北海道銀行 国際部 部長
部会員	高野伸正	三菱UFJ信託銀行株式会社 市場国際部 統括マネージャー
部会員	河口貴史	住信SBIネット銀行株式会社 商品企画部 部長
部会員	雑賀基夫	松井証券株式会社 コンプライアンス部 部長
部会員	水野恵理子	マネックス証券株式会社 法規管理部 部長
部会員	田村信司	インヴァスト証券株式会社 執行役員
部会員	古草鉄也	ヒロセ通商株式会社 取締役
部会員	小林彰彦	株式会社FXトレード・フィナンシャル 常務取締役
(非会員部会員)		
部会員	神作裕之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
部会員	麦島耕一郎	本協会 業務部長

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) 外国為替証拠金取引 (FX) 部会、同幹事会

FX 部会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、外国為替証拠金取引 (FX) 専門部会 (仮称) の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成 21 年 2 月より活動を開始し、平成 26 年 3 月 31 日現在では 31 社が参加しています。

本年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長	セントラル短資FX株式会社
副部会長	野村証券株式会社、大和証券株式会社

幹事会社 ソニー銀行株式会社
松井証券株式会社
株式会社SBI証券
楽天証券株式会社
マネックス証券株式会社
カブドットコム証券株式会社
インヴァスト証券株式会社
IG証券株式会社
株式会社FXプライムbyGMO
株式会社マネースクウェア・ジャパン
株式会社外為どっとコム
株式会社外為オンライン
ワイジェイFX株式会社
ヒロセ通商株式会社
株式会社FXトレード・フィナンシャル

(オ) 通貨オプション（COP）部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション（COP）専門部会（仮称）の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、現在では次の9社が参加し、部会長は以下のとおりです。

部会長 株式会社三井住友銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社千葉銀行
株式会社百十四銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社あおぞら銀行
野村証券株式会社
SMB C日興証券株式会社

(カ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会

個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会はバイナリーオプション取引の実務対応

の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承認のもと、平成 25 年 8 月 1 日の個人向けバイナリーオプション規制の施行に合わせ設置され、現在では次の 7 社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座	長	株式会社 F X トレード・フィナンシャル
		GMO クリック証券株式会社
		트레이ダーズ証券株式会社
		I G 証券株式会社
		株式会社 F X プライム b y GMO
		ワイジェイ F X 株式会社
		ヒロセ通商株式会社

十 事業報告書附属明細書

平成 25 年事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 26 年 6 月

一般社団法人金融先物取引業協会

事業報告書資料編

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	59
別紙 2	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	60
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	61
別紙 4	平成 25 年度会議日程	67
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	70
別紙 6	平成 25 年度収支決算の概要	77
別紙 7	公益目的支出計画の実施状況	78
別紙 8-1	「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）現行ベース」	79
別紙 8-2	「平成 35 年度までの試算（平成 26 年度予算ベース）見直し案」	80
別紙 9	これまでににおける経費削減の主なもの	81
別紙 10	平成 25 年度資産管理運用状況報告	82
別紙 11	最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの	83
別紙 12	金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について （平成 25 年度）	84
別紙 13	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況	86
別紙 14	所管金融商品取引の状況（マッピング）	87
別紙 15	FX 取引に関するこれまでの主な施策	89
別紙 16	あっせん・苦情・相談処理状況	92
別紙 17	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	93
別紙 18	他の自主規制機関等との協調	98

別紙 1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年 8 月（社団法人 金融先物取引業協会）

民法第 34 条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年 8 月 4 日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 104 条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

2. 平成 19 年 9 月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 65 号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成 19 年 9 月 30 日）において金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年 6 月 14 日法律第 66 号）第 89 条）

金融商品取引法第 79 条の 3 に規定により業務規程（平成 20 年 2 月 27 日理事会決定。平成 20 年 3 月 31 日施行）の認可を受けました（平成 20 年 3 月 31 日付）。

3. 平成 20 年 12 月（特例民法法人）

平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 40 条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成 24 年 4 月（一般社団法人）

平成 24 年 4 月 1 日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 45 条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

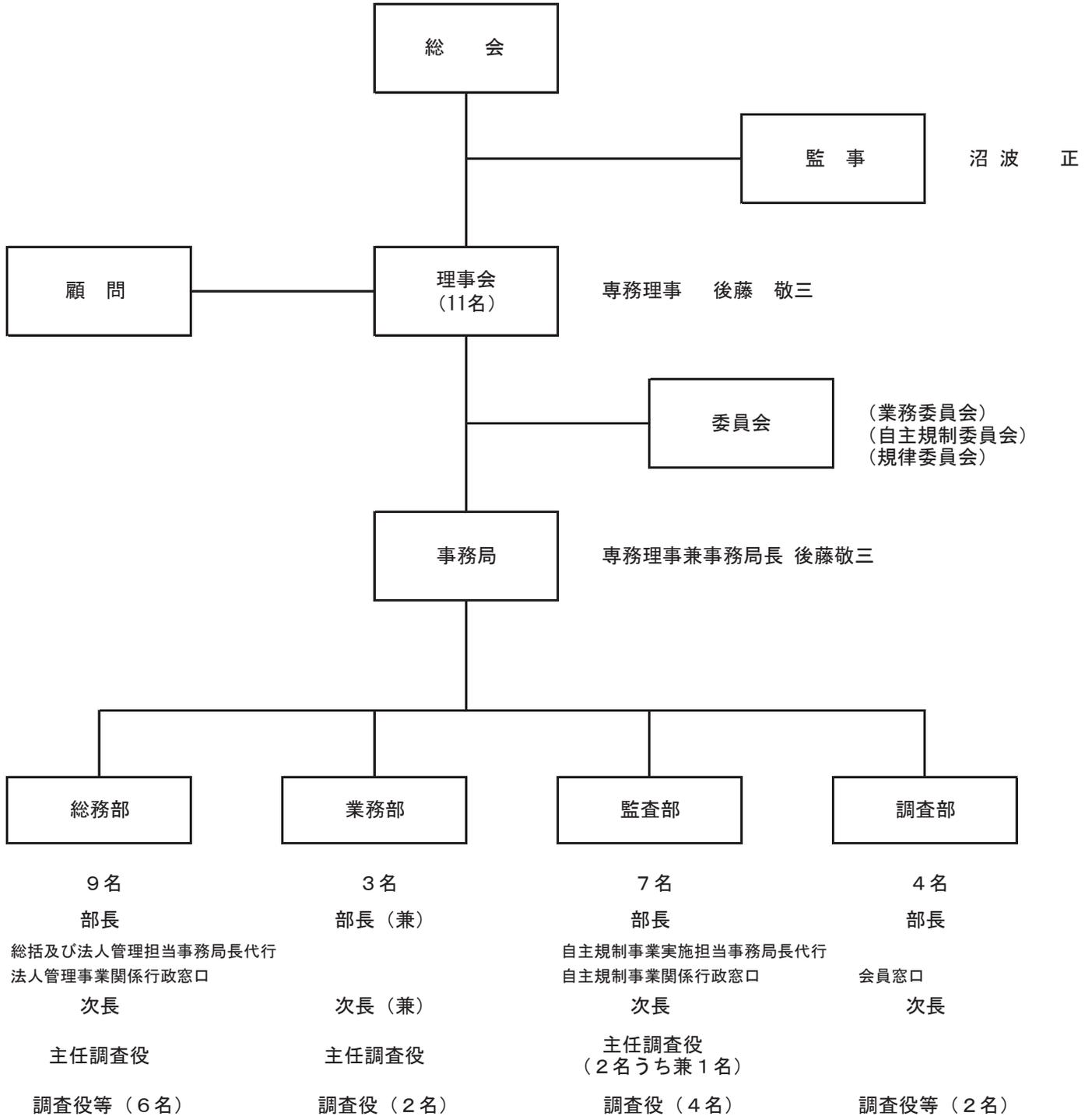
業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成 24 年 3 月 14 日理事会決定。同年 4 月 1 日施行）について、平成 24 年 3 月 30 日付で金融商品取引法第 79 条の 3 の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成 26 年 3 月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報保護団体の認定申請を行いました。

一般社団法人金融先物取引業協会組織図

平成26年3月31日



【常勤役員 1名、職員21名、パート職員2名】

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成25年度における定款第23条に規定する通常総会及び臨時総会がそれぞれ開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

平成25年6月12日、第24回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員135社（うち、書面による議決権行使会員125社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成24年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 役員を選任の件

第4号議案 第24回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2) 臨時総会

ア 平成25年9月12日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員142社（うち、書面による議決権行使書会員140社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 理事1名選任の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

イ 平成26年3月28日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員133社（うち、書面による議決権行使書会員131社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成26年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

平成25年度における定款第34条に規定する理事会は13回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成25年4月25日・書面）

○会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件

○特別参加者の入会の件

第2回理事会（平成25年5月21日・KKRホテル東京）

○第24回通常総会招集決定の件

○平成 24 年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件
(平成 25 年 6 月 12 日開催第 24 回通常総会付議案件 総会第 1 号議案関連)

○定款の一部変更の件
(平成 25 年 6 月 12 日開催第 24 回通常総会付議案件 総会第 2 号議案関連)

○役員候補者決定の件
(平成 25 年 6 月 12 日開催第 24 回通常総会付議案件 総会第 3 号議案関連)

○第 24 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件
(平成 25 年 6 月 12 日開催第 24 回通常総会付議案件 総会第 4 号議案関連)

○第 24 回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成 24 年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成 24 年度資産管理運用状況報告の件

第 3 回理事会 (平成 25 年 5 月 29 日・書面)

○会員の入会の件

○特別参加者の入会の件

第 4 回理事会 (平成 25 年 6 月 12 日・書面)

○会長、副会長及び専務理事の選定 (代表理事の選定) の件

○業務委員会、自主規制委員会、規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第 5 回理事会 (平成 25 年 7 月 18 日・書面)

○「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案」の制定等の件

第 6 回理事会 (平成 25 年 8 月 9 日・書面)

○臨時総会招集決定の件

○理事候補者 1 名決定の件 (平成 25 年 9 月 12 日開催臨時総会付議案件)

○臨時総会議事録署名人 2 名選任の件 (平成 25 年 9 月 12 日開催臨時総会付議案件)

○臨時総会の議決権行使に関する事項の件

○「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

○会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件

第 7 回理事会 (平成 25 年 8 月 30 日・書面)

○会員の入会の件

第 8 回理事会 (平成 25 年 9 月 27 日・書面)

○会員の入会の件

○会員の金融商品取引業の分割譲渡に伴う預託金の返還の件

第9回理事会（平成25年10月30日・書面）

- 会員の金融商品取引業の一部廃止に伴う預託金の返還の件

第10回理事会（平成25年11月15日・KKRホテル東京）

- 代表理事の職務執行状況の報告の件
- 平成25年度資産管理運用状況の報告の件

第11回理事会（平成26年1月30日・書面）

- 会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件
- 一般社団法人金融先物取引業協会におけるパブリックコメント手続きについて（報告事項）

第12回理事会（平成26年3月14日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 平成26年度事業計画及び予算の件
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- 臨時総会の議決権行使に関する事項

第13回理事会（平成26年3月27日・書面）

- 「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」及び「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」の制定の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の制定の件
- 「事務局の組織及び事務分掌規程」の一部改正の件
- 規律委員会委員の委嘱の件
- 会員の金融商品取引業の事業承継に伴う預託金の返還の件

3. 委員会・部会

平成25年度において委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務委員会

第1回業務委員会（平成26年3月6日・KKRホテル東京）

- 平成26年度事業計画及び予算の件

(2) 業務部会

第1回業務部会（平成25年5月13日・協会）

- 活動状況

- 平成 25 年 5 月 21 日理事会案件
- 平成 25 年 6 月 12 日第 24 回通常総会案件
 - 第 1 号議案 第 24 回通常総会招集決定の件
 - 第 2 号議案 平成 24 年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件
 - 第 3 号議案 定款の一部変更の件
 - 第 4 号議案 役員候補者決定の件（総会「役員の選任の件」）
 - 第 5 号議案 第 24 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件
 - 第 6 号議案 第 24 回通常総会の議決権行使に関する事項の件
- 平成 25 年 5 月 21 日理事会報告事項
 - ・平成 24 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
 - ・平成 24 年度資産管理運用状況の報告の件
- 学術連携事業報告
 - ・スリッページに関する法的問題点の整理（分析編）
（外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係を踏まえて）
 - ・ロスカット制度及び最低証拠金制度の有効性について

第 2 回業務部会（平成 25 年 7 月 9 日・協会）

- 活動状況
- 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について
- 理事候補者 1 名決定の件（8 月上旬理事会議案）
- 金融先物取引業務取扱規則の一部改正の件（7 月 18 日理事会議案）（連絡）
- 「外務員登録等に関する規則」に関する細則の一部改正の件（7 月 18 日理事会議案）（連絡）
- 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定の件（7 月 18 日理事会議案）（連絡）
- 金融先物取引業務取扱規則の一部改正の件（8 月上旬理事会議案）（連絡）
- 平成 25 年度共同調査の中間報告
「店頭 FX 証拠金取引から発生するカバー取引について」
- 入退会・今年度会議日程等

第 3 回業務部会（平成 25 年 11 月 1 日・協会）

- 活動状況
- 平成 25 年 11 月 15 日理事会について
 - 第 1 号議案 代表理事の職務執行状況の件（報告事項）

第2号議案 平成25年度資産管理運用状況の報告の件（報告事項）

- 協会の財務状況（平成35年度までの試算）
- 役員損害賠償責任保険への加入について
- FINMACの予算について
 - 日証協出向職員人件費のFINMAC予算への切替について
- その他連絡事項
 - ・認定個人情報保護団体の認定申請について
 - ・当面の諸日程について

第4回業務部会（平成25年12月20日・協会）

- 活動状況
- 平成26年度事業計画の概要（案）及び予算（案）について
- 認定個人情報保護団体認定申請関係
 - ・会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則の制定
 - ・個人情報取り扱いに係る苦情処理に関する規則の制定
 - ・事務局の組織及び事務分掌等規程の一部改正
 - ・一般社団法人金融先物取引業協会におけるパブリックコメントの手続きについて
- 理事会議案（H26.1 下旬書面開催）について
 - ・会員の金融商品取引業の廃止等に伴う預託金の返還の件
- その他

第5回業務部会（平成26年2月27日・協会）

- 活動状況
- 業務委員会（H26.3.6）議案
 - 書面理事会（H26.3.14）議案
 - 臨時総会（H26.3.28）議案
 - ・臨時総会招集決定の件
 - ・平成26年度事業計画及び予算の件
 - ・臨時総会議事録署名人2名選任の件
 - ・臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 書面理事会（H26.3.27）議案
 - ・認定個人情報保護団体認定申請関係
 - ・規律委員会委員の委嘱の件
 - ・会員の金融商品取引業の事業承継に伴う預託金の返還の件

○「広告等に関する自主規制基準」の一部改正等の説明

○その他

(3) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（平成25年6月11日・書面）

○金融先物取引業務取扱規則一部改正案の承認の件

○「外務員の登録等に関する規則」に関する細則一部改正案の承認の件

○個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案（新設）の承認の件

第2回自主規制委員会（平成25年7月16日・書面）

○金融先物取引業務取扱規則の一部改正について

○個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について

第3回自主規制委員会（平成26年3月13日・書面）

○個人情報の保護に関する指針の制定について

(4) 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成25年5月29日・書面）

○金融先物取引業務取扱規則一部改正案の承認の件

○「外務員の登録等に関する規則」に関する細則一部改正案の承認の件

○個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則案（新設）の承認の件

第2回自主規制部会（平成25年6月21日・書面）

○金融先物取引業務取扱規則の一部改正について

○個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会の設置について

第3回自主規制部会（平成26年1月21日・書面）

○個人情報の保護に関する指針の制定について

○一般社団法人金融先物取引業協会におけるパブリックコメント手続きについて

(5) 規律委員会

第5回規律委員会（平成25年5月29日・協会）

○今後の規律委員会検討事項について

第6回規律委員会（平成25年11月20日・協会）

○今回の処分関係検討項目の内容について

第7回規律委員会（平成26年3月26日・協会）

○処分関係の制度整備について

別紙4 平成25年度会議日程

	時 期	所 管	内 容	会 場
1	平成25年4月10日	第10回 BOWG	・規則案検討	協会会議室
2	平成25年4月11日	第39回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制規則	協会会議室
3	平成25年4月24日	第11回 BOWG	・規則及びガイドライン検討	協会会議室
4	平成25年4月25日	第1回 理事会 (書面)	・入退会	
5	平成25年4月26日	第40回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	協会会議室
6	平成25年5月13日	第1回 業務部会	・平成24年度事業報告・決算 ・平成25年度役員選任 他	協会会議室
7	平成25年5月14日	第41回 FX部会幹事会	・スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	協会会議室
8	平成25年5月16日	第12回 BOWG	・規則及びガイドライン素案の決定	協会会議室
9	平成25年5月21日	第2回 理事会	・第24回通常総会付議案件	KKRホテル 「梅の間」
10	平成25年5月29日	第1回 規律委員会	・今後の規律委員会の検討事項について	
11	平成25年5月29日	第1回 自主規制部会 (書面)	・バイナリーオプション規則等	
12	平成25年5月31日	第42回 FX部会幹事会	・ロスカット水準の定期検証 ・スリッページにかかる自主規制について	協会会議室
13	平成25年5月29日	第3回 理事会 (書面)	・入会	
14	平成25年6月4日	事務打合せ会 (新理事会社)	・第24回通常総会の説明	協会会議室
15	平成25年6月11日	第1回 自主規制委員会 (書面)	・個人向けバイナリーオプション規則の制定 ・協会規則の一部改正 (BO)	
16	平成25年6月12日	第24回 通常総会	・平成24年度事業報告、決算 ・平成25年度役員選任 他	KKRホテル 「丹頂の間」
17	平成25年6月12日	第4回 理事会 (書面)	・代表理事の選定 ・委員会委員の委嘱	
18	平成25年6月21日	第2回 自主規制部会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ)	
19	平成25年7月9日	第2回 業務部会	・個人向けバイナリーオプション作業部会設置 ・協会規則の一部改正 (BO) ・臨時総会付議案件の説明	協会会議室
20	平成25年7月10日	バイナリオP実務ミーティング	・テスト問題等	協会会議室
21	平成25年7月16日	第2回 自主規制委員会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ)	
22	平成25年7月18日	第5回 理事会 (書面)	・個人向けバイナリーオプション規則の制定 ・協会規則の一部改正 (BO)	

	時 期	所 管	内 容	会 場
23	平成25年8月9日	第6回 理事会 (書面)	・協会規則の一部改正 (スリッページ) ・臨時総会付議案件 (役員選任等) ・入退会	
24	平成25年8月30日	第7回 理事会 (書面)	・入会	
25	平成25年9月12日	臨時総会	・役員選任 ・臨時総会議事録署名人 等	協会会議室
26	平成25年9月27日	第8回 理事会 (書面)	・入退会	
27	平成25年10月7日	バイナリーOP作業部会	・新規制に関する確認事項の討議	協会会議室
28	平成25年10月11日	第43回 FX部会幹事会	・H25年度幹事会の運営等 ・H25年度幹事会のテーマ	協会会議室
29	平成25年10月28日	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
30	平成25年10月30日	第9回 理事会 (書面)	・退会	
31	平成25年11月1日	第3回 業務部会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成25年度資産運用状況報告 等	協会会議室
32	平成25年11月15日	第10回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成25年度資産運用状況報告	KKRホテル 「桜の間」
33	平成25年11月25日	大阪セミナー	・15:00~17:00 セミナー ・17:00~19:30 懇談会	KKRホテル大阪
34	平成25年12月9日	BO作業部会		
35	平成25年12月10日	第44回 FX部会幹事会	・H25年度幹事会テーマ 他	協会会議室
36	平成25年12月20日	第4回 業務部会	・平成26年度事業計画・予算	協会会議室
37	平成26年1月21日	第3回 自主規制部会 (書面)	・認定個人情報保護団体に関する指針 他	
38	平成26年2月3日	第45回 FX部会幹事会		協会会議室
39	平成26年2月27日	第5回 業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (平成26年度事業計画・予算)	協会会議室
40	平成26年3月5日	東京セミナー	・14:00~16:45 セミナー ・17:00~19:30 懇談会	KKRホテル「瑞宝」、「白鳥」
41	平成26年3月6日	業務委員会	・平成26年度事業計画・予算	KKRホテル 「梅の間」
42	平成26年3月14日	第11回 理事会 (書面)	・臨時総会付議案件 (平成26年度事業計画・予算)	
43	平成26年3月27日	第12回 理事会 (書面)	・入退会 等	
44	平成26年3月28日	臨時総会	・平成26年度事業計画・予算	協会会議室
45	平成26年4月11日	第1回 自主規制部会 (書面)	・広告等に関する基準一部改正 ・委員会規則一部改正 ・業務取扱規則一部改正	
46	平成26年4月18日	第46回 FX部会幹事会		協会会議室

	時 期	所 管	内 容	会 場
47	平成26年5月13日	第1回 業務部会	・理事会決議事項（総会付議案件）の説明 平成25年度事業報告・決算 平成26年度役員選任 等 ・総会開催内容説明	協会会議室
48	平成26年5月21日	第1回 理事会	・総会付議案件	銀行倶楽部
49	平成26年6月18日	通常総会	・平成25年度事業報告・決算 平成26年度役員選任 等	KKRホテル 「朱鷺」
	平成26年6月18日	第2回 理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選 等	

別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0401	通知文書	事務局	平成25年2月22日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	75E
0402	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂について	77E
0409	通知文書	監査部	スリッページに係る注意喚起について	87E
0410	第10回バイナリーOPWG	事務局	規則案検討	-
0411	第39回FX部会幹事会	事務局	スリッページ関連自主規制規則 他	-
〃	通知文書	業務部	外務員の登録申請等手続きについて	88E
0418	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
0424	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成24年度第4四半期分)の周知について	93E
〃	第11回バイナリーOPWG	事務局	規則及びガイドラインの検討	-
〃	一般公表	事務局	バイナリーオプション WG 最終報告	-
0425	第1回理事会(書面)	事務局	会員の退会、特別参加者の入会	-
0426	第40回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	-
0430	通知文書	事務局	スリッページに係る自主規制ルール検討についてのご意見等の募集等について	96E
0502	通知文書	業務部	山形県の融雪等に伴う地すべりにかかる災害に対する金融上の措置について	102E
0508	通知文書	総務部	CME セミナーへのご招待について	104E
0509	通知文書	調査部	決算状況表(平成25年3月期)の提出について	105E
0513	第1回業務部会	事務局	H24 事業報告・決算、H25 役員選任	-
0514	第41回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	-
0515	通知文書	業務部	金融先物取引業務研修テキストの電子化について	106E
0516	第12回バイナリーOPWG	事務局	規則素案及びガイドライン素案の決定	-
0520	通知文書	業務部	「今夏の節電の取組みについて」の周知について	108E
0521	第2回理事会	事務局	第24回通常総会付議案件	-
0523	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
0529	規律委員会	事務局	今後の規律委員会の検討事項について	-
〃	第1回自主規制部会(書面)	事務局	バイナリー規則等	-
〃	メンバーズ・コメント	事務局	バイナリー規則等(~0603)	-
〃	第3回理事会(書面)	事務局	入会	-
0531	第42回FX部会幹事会	事務局	スリッページに係る自主規制ルールの検討 他	-
〃	通知文書	業務部	「夏季の省エネルギー対策について」の周知・広報について	117E
〃	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂について	118E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0604	事務打合せ会	事務局	総会次第説明、バイナリーオプションその他の規則等説明	-
0605	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	122E
0606	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂の修正について	125E
0611	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	バイナリーオプションその他の規則	-
0612	第24回通常総会	事務局	平成24年度事業報告、定款一部変更、役員選任 他	-
"	第4回理事会	事務局	代表理事の選定、委員委嘱	-
"	通知文書	事務局	第24回通常総会及び平成25年度役員について	131E
0613	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	145E
"	通知文書	業務部	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画について」の周知について	147E
0618	監視委 業務報告会	事務局	協会監査活動等に関する年次報告	-
0619	総務省 政策評価ヒアリング	事務局		-
0619	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
0621	第2回自主規制部会(書面)	事務局	スリッページ規則	-
"	通知文書	事務局	米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について	152E
0624	メンバーズ・コメント	事務局	スリッページ規則(~0628)	-
0628	会報 No.97	事務局	第24回通常総会を開催 / 「決算状況表」にみる会員の事業態様 / 英国の新金融業規制の枠組み 他	-
0705	通知文書	業務部	住民基本台帳カードにより外国人住民の本人確認を行う際の留意事項等について	161E
0709	第2回業務部会	事務局	バイナリーオプション作業部会設置、理事選任、規則制定等説明 他	-
0710	バイナリーOP実務ミーティング	事務局	テスト問題、HPコンテンツ最終確認	-
0716	第2回自主規制委員会(書面)	事務局	スリッページ規則	-
0718	第5回理事会(書面)	事務局	バイナリーオプションその他の規則	-
"	通知文書	業務部 監査部 調査部	取扱商品の変更連絡について(業務連絡)	164E
"	通知文書	事務局	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則の制定並びに協会諸規則等の一部改正について	165E
"	通知文書	事務局	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン及び関連資料の制定について	166E
"	通知文書	業務部	外務員資格試験を登録要件としている外務員の取扱いについて	167E
"	通知文書	業務部	FINMAC 平成24年度事業報告書について	168E
0723	通知文書	業務部	7月22日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	172E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0729	通知文書	業務部	7月28日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	176E
0802	通知文書	業務部	平成25年6月21日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	183E
0805	通知文書	業務部	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について(金融庁)	184E
0809	第6回理事会(書面)	事務局	臨時総会招集決定、スリッページ規則 他	-
"	通知文書	事務局	金融先物取引業務取扱規則の一部改正について(店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文執行の態勢整備及び事前説明関係)	188E
"	通知文書	事務局	金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について	189E
0812	通知文書	業務部	8月9日の大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	191E
0820	外為市場委員会 調査小委員会	調査部	東京外為市場委・協会による共同調査報告	-
0827	通知文書	総務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(取引所為替証拠金取引説明書(東京金融取引所)邦文)	196E
0830	第7回理事会(書面)	事務局	入会	-
0903	通知文書	業務部	9月2日に発生した突風等にかかる災害に対する金融上の措置について	200E
"	通知文書	業務部	平成24年経済センサスー活動調査確報集計結果の公表について	201E
"	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成25年度第1四半期分)の周知について	202E
0904	通知文書	業務部	8月23日からの大雨の被害にかかる災害に対する金融上の措置について	206E
0905	FX意見交換会	事務局	FX部会幹事会社と金融庁との意見交換会	-
0912	臨時総会	事務局	役員選任、臨時総会議事録署名人	-
0917	通知文書	業務部	台風18号による大雨等にかかる災害に対する金融上の措置について	212E
"	通知文書	総務部	「店頭外国為替証拠金取引説明書(ひな形)」及び「金融先物取引業務取扱規則(英訳)」の一部改訂について	213E
"	通知文書	事務局	理事の選任について	214E
0924	外為市場委員会 本委員会	事務局	東京外為市場委・協会による共同調査報告	-
0927	第8回理事会(書面)	事務局	入退会	-
0930	会報 No. 98	事務局	東京外国為替市場委員会・一般社団法人金融先物取引業協会による共同調査報告 ―店頭外国為替証拠金取引に関するカバー取引状況― / 世界の主要先物取引所の金融・証券先物出来高(2013年上半期) 他	-

月日	事項	分類	内容等	文書番号
1003	通知文書	業務部	11月29日の緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練への参加状況の調査について	-
"	通知文書	監査部	自動売買ソフトを使用した取引(システムトレード)の留意点について(周知)	222E
1004	学術連携研究会	事務局	スリッページ規則、バイナリー規則に関する報告 他	-
1007	バイナリーOP作業部会	事務局	新規制に関する確認事項の討議 他	-
1010	通知文書	業務部	台風第24号にかかる災害に対する金融上の措置について	228E
1011	第43回FX部会幹事会	事務局	平成25年度幹事会の運営等について 他	-
1016	通知文書	業務部	台風第26号にかかる災害に対する金融上の措置について	230E
1017	通知文書	業務部	国際コンファレンスの開催について	231E
"	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
1018	通知文書	業務部	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に関するリーフレット及び事業者向けパンフレットについて	234E
1021	通知文書	業務部	台風第26号にかかる災害に対する金融上の措置について	235E
1023	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」の稼働について	236E
1025	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	237E
1028	金融庁との意見交換会	事務局	協会委員会委員と金融庁幹部との意見交換	-
1030	金融・資本市場統計整備懇談会	調査部		-
"	第9回理事会(書面)	事務局	退会	-
1031	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの自主規制活動に関する報告	-
1101	業務部会	事務局	代表理事の職務執行状況報告、25年度資産運用状況報告 他	-
"	通知文書	調査部	決算状況表(平成25年9月期)の提出について	240E
1107	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」の稼働のよくあるご質問について	242E
1108	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成25年度第2四半期分)の周知について	243E
1111	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	244E
1113	通知文書	業務部	外務員資格試験、外務員資格更新研修及び内部管理責任者資格試験の問題改訂について	249E
1115	第10回理事会	事務局	代表理事の職務執行状況報告、25年度資産運用状況報告	-
1120	規律委員会	事務局	処分規則等	-
"	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
1121	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」の稼働に係る資料の送付について	251E
1125	会員セミナー(大阪)	事務局	最近の経済情勢等 他	-
1126	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの自主規制活動に関する報告	-
"	通知文書	業務部	「消費税率等引上げとそれに伴う対応」について	253E

月日	事項	分類	内容等	文書番号
1127	災害時対応事務打合せ会	事務局	甲府財務事務所にて災害時対応について意見交換	-
1128	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギー対策について」の周知・広報について	255E
"	通知文書	業務部	今冬の節電の取組みについて	256E
1205	通知文書	業務部	11月29日の緊急地震速報訓練のアンケートについて	257E
"	通知文書	業務部	平成25年10月18日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	258E
1209	第2回BO作業部会	事務局	モニタリングについて 他	-
1210	第44回FX部会幹事会	事務局	平成25年度幹事会テーマ 他	-
"	通知文書	業務部	取引説明書のひな形(邦文及び英文)の改正について	263E
1211	通知文書	専務	平成25年度年央のご報告について	265E
1219	通知文書	監査部	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務に係る書類監査の実施について	268E
"	通知文書	監査部	店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備、及び注文執行に係る顧客への事前説明に関する書類監査の実施について	269E
"	通知文書	調査部	個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る出来高報告等について	270E
1220	業務部会	事務局	平成26年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について 認定個人情報保護団体認定申請関係 他	-
"	通知文書	業務部	米国・外国口座税務コンプライアンス法に係る対応期間の6ヶ月繰延等について	271E
"	通知文書	業務部	消費税転嫁対策特別措置法の遵守について(依頼)	272E
1224	通知文書	調査部	「証券統計ポータルサイト」周知のお願い	273E
1226	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」にかかる新様式の提示等について	277E
1227	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	-
2014年				
0115	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
"	通知文書	業務部	取引説明書のひな型(邦文及び英文)の改正について	5E
"	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」にかかる新様式の提示等の掲載日のお知らせについて	7E
"	通知文書	総務部	自主規制規則の見直し等に関するご意見等の募集について	8E
0120	通知文書	業務部	消費税法等の改正に伴う委託手数料等に係る消費税の取扱いについて	11E
0121	第3回自主規制部会(書面)	業務部	個人情報の保護に関する指針 他	-
"	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	14E
0129	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	-
0130	第11回理事会(書面)	事務局	退会	-

月日	事項	分類	内容等	文書番号
0130	通知文書	業務部	消費税率変更に伴う受験料改定について	17E
"	パブリックコメント	事務局	認定個人情報保護団体関連規則等(～2月26日)	-
0203	第45回FX部会幹事会	事務局	ロスカット関係、取引謝絶アンケート 他	-
0205	FINMAC運営審議委員会	事務局		-
0206	通知文書	総務部	顧客取引の謝絶に関するアンケートのお願い	23E
0212	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(東京)」の開催について	24E
0217	通知文書	業務部	2月14日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について	29E
"	通知文書	業務部	2月14日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について	30E
0219	通知文書	調査部	2月14日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について	31E
"	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成25年度第3四半期分)の周知について	32E
0220	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
0225	通知文書	業務部	平成25年度「最低賃金」の周知・広報について	33E
0227	業務部会	事務局	臨時総会付議案件 他	-
"	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」の本稼働に向けての留意事項等について	34E
0305	会員セミナー(東京)	事務局	FATCA、G20/G7動向 他	-
0306	通知文書	調査部	契約締結前交付書面(ひな形)(邦文及び英文)の改訂について	37E
0311	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」にかかる新様式の提示等について	41E
0313	第3回自主規制委員会(書面)	事務局	個人情報の保護に関する指針	-
0314	第12回理事会(書面)	事務局	臨時総会付議案件 他	-
0320	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局		-
0324	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケート実施について	46E
0325	通知文書	業務部	金融先物取引に関する法令規則等の英訳について	47E
"	通知文書	業務部	「金融庁業務支援統合システム」の本稼働に向けての留意事項等について(平成26年2月26日付事務連絡文書の補足)	48E
0327	第13回理事会(書面)	事務局	個人情報保護団体関連規則等の決定 他	-
"	通知文書	総務部	金融庁業務支援統合システムの本稼働以後における本協会へのモニタリング調査表及び決算状況表の提出について	50E
"	通知文書	業務部	平成26年2月14日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	51E
0328	臨時総会	事務局	平成26年度事業計画・予算	-

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文 書 番 号
0328	通知文書	事務局	平成26年3月28日開催臨時総会の結果について	53E
0331	会報100号	調査部	2013年海外主要金融デリバティブ市場の現状 —金利先物の出来高増加・最終段階の規制改革—/外国為替市場における店頭FX 証拠金取引のカバー取引実態調査 —平成26年1月28日公表の「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の結果を受けて— 他	-

別紙6 平成25年度収支決算の概要

科目	平成25年度		差異 (A-B)	進捗率	差異の要因
	予算額 A	決算額 B			
(単位:百万円)					
I. 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
うち 定額会費収入	93	90	3	97%	
うち 比例会費収入	146	146	0	100%	
うち 特定資産利息収入	4	5	△ 1	125%	
うち 事業収入	32	23	9	72%	
うち 受験料収入	(19)	(13)	(6)	68%	受験者数の減少 (受験者数2,400人→1,610人、790人減)
うち 外務員登録手数料収入	(12)	(9)	(3)	75%	登録人数の減 (登録者12,000人→9,259人、2,741人減)
事業活動収入計	299	283	16	95%	
2. 事業活動支出					
うち 事業費支出	337	300	37	89%	
うち 広報・研修試験費支出	(13)	(6)	(7)	46%	ホームページ改修未実施(2百万円)、協会史作成未実施(3百万円)、内部管理責任者資格試験関係費の減(2百万円)
うち 外務員登録関係費支出	(13)	(10)	(3)	77%	外務員登録関係費の減(2百万円)
うち 職員給与支出	(195)	(179)	(16)	92%	事務局長兼務、採用時期のずれ、中途退職者発生等による減
うち その他事務管理費支出	(32)	(27)	(5)	84%	データセンターセキュリティ調査未実施(1百万円)、ペリサイン利用料の減(1百万円)、オペレーション委託費の減(3百万円)
うち 管理費支出	43	32	11	74%	
うち 職員給与支出	(11)	(5)	(6)	45%	事務局長兼務に伴う減
うち その他事務管理費支出	(17)	(14)	(3)	82%	データセンターセキュリティ調査未実施、オペレーション委託費及び役員旅費の減
事業活動支出計	380	332	48	87%	
事業活動収支差額	△ 81	△ 49	△ 32	60%	
II. 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入	417	346	71	83%	
うち 自主規制事業実施積立資金取崩収入	341	275	66	81%	事業活動収入－事業収入、事業活動支出－事業費支出、投資活動支出－固定資産取得支出等において予算未達が生じたこと及び予備費の支出が行われなかったことによる減
2. 投資活動支出	301	292	9	97%	
うち 自主規制事業実施積立資金取得支出	210	205	5	98%	事業活動収入－会費収入、入金収入、事業活動支出－管理費支出等において予算未達が生じたことによる減
投資活動収支差額	116	54	62	47%	
III. 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入	62	62	0	100%	
2. 財務活動支出	57	57	0	100%	
財務活動収支差額	5	5	0	100%	
IV. 予備費支出	40	0	40	0%	
当期収支差額	0	10	△ 10		
前期繰越収支差額	0	0	0		
次期繰越収支差額	0	10	△ 10		会費入金までの当座資金として次期繰越収支差額を残す

別紙7 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は移行一般社団法人として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的の財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 現行の公益目的支出計画

今後の公益目的支出計画の見込みは下記の表のとおりです。なお、当初計画とおり、法人格移行後の4年間の公益目的支出計画に変更はありません。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (計画) ※	平成27年度 (計画) ※
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	124
2. 公益目的収支差額 (①－②)	272	288	320	320
(1) 公益目的支出の額 (①)	315	322	349	349
(2) 実施事業収入の額 (②)	42	35	29	29
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	124	0

※ 平成26年度、27年度の計画は別紙8－2「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース見直し案）」による。

別紙8-1 「平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）現行ベース」

平成35年度までの試算（平成26年度予算ベース）現行ベース（平成25年度決算反映分）

1	1支出	平成26年度以降、平成26年度予算ベースを据え置く(新採事業、給与改善等を考慮しない、平成27年度以降の消費税増税を考慮しない)										H35年度	
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		
2	2会費収入等	391,974	393,621	393,857	394,054	394,112	394,252	394,252	394,252	394,252	394,252	394,252	394,252
3	3その他収入	(43,076)	(43,112)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)	(43,114)
4	4運用益収入	(348,896)	(350,408)	(350,743)	(350,940)	(351,038)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)	(351,138)
5	5												
6	6支出 業務費支出	(1)	(2)+(3)										
7	7うち法人会計の支出	(2)											
8	8うち自主規制事業会計の支出	(3)											
9	9平成25年度当初予算ベースの試算の数字	388,138	388,712	388,797	389,104	389,022	389,113	389,113	389,113	389,113	389,113	389,113	389,113
10	10平成25年度当初予算ベースの試算の数字と支出率同率支出(1)との差額(1)-(9)	△ 6,164	△ 5,191	△ 4,340	△ 3,050	△ 4,900	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861	△ 4,861
11	11収入 事業活動収入	(4)	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000	283,000
12	12うち法人会計の収入	(5)	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000	254,000
13	13うち人金収入	(6)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
14	14うち定期債収入	(7)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)	(92,800)
15	15うち借入金収入	(8)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)	(146,100)
16	16うち運用収入	(9)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)	(4,700)
17	17うち自主規制事業会計の収入	(10)	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
18	18うち事業収入他	(11)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)	(29,000)
19	19平成25年度当初予算ベースの試算の数字	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500	286,500
20	20平成25年度当初予算ベースの試算の数字と収入率同率収入(4)との差額(4)-(9)	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500
21	21年度における法人全体の収支差	(12)	(4)-(1)	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857	△ 110,857
22	22うち法人会計の収支差	(13)	(5)-(2)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)	(210,886)
23	23うち自主規制事業会計の収支差	(14)	(10)-(3)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)	(△ 321,743)
24	24												
25	25平成25年度当初予算ベースの試算の数字	単年度における法人全体の収支差	△ 111,638	△ 112,212	△ 112,297	△ 112,604	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613	△ 112,613
26	26平成25年度当初予算ベースの試算の数字と単年度における法人全体の収支差(12)との差額(12)-(9)	2,664	1,661	1,448	1,550	1,400	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
27	27												
28	28旧法人、新法人を合わせた内部留保(特定資産のうち通念積立資金及び自主規制事業活動積立資金の合計(15))	765,178	656,204	545,683	434,826	323,772	212,620	101,368	△ 9,884	△ 121,136	△ 232,388	△ 343,640	△ 443,640
29	29うち旧法人分	(16)	(33,307)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
30	30うち新法人分	(17)	(622,897)	(545,683)	(434,826)	(323,772)	(212,620)	(101,368)	(△ 9,884)	(△ 121,136)	(△ 232,388)	(△ 343,640)	(△ 443,640)
31	31												
32	32												
33	33平成25年度当初予算ベースの試算の数字	旧法人、新法人を合わせた内部留保	765,178	655,540	541,328	429,031	316,427	203,875	91,282	△ 21,351	△ 133,864	△ 246,577	△ 359,190
34	34平成25年度当初予算ベースの試算の数字と旧法人、新法人を合わせた内部留保(15)との差額(15)-(9)	d	2,664	2,664	4,355	5,795	7,345	8,745	11,467	12,828	14,189	15,550	16,911
35	35												

※ 内部留保の年度末残高(H25年度末残高) 765,178百万円の内訳
 ここで言う内部留保とは、特定資産のうち通念積立資金及び自主規制事業活動積立資金の合計とする。
 ① 通念積立資金 45,416,311円
 ② 自主規制事業活動積立資金 719,762,144円
 合計(内部留保) 765,178,455円

別紙9 これまでにおける経費削減の主なもの

1. 従前（平成24年度以前）における経費削減

- (1) 役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）
- (2) 会員通知等の電子化（平成20年度～）
- (3) コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）
- (4) 刊行物の電子化
 - (ア) 会報のWeb掲載（平成22年度～）
 - (イ) 業務マニュアルのWeb掲載（平成23年度～）
 - (ウ) テキスト作成費の削減（平成24年度～）
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）
- (6) その他の経費削減
 - (ア) E-mailによる報告（平成19年度～）
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減

2. 平成25年度における経費削減

- (1) 刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）
- (2) 学術連携関係経費削減
- (3) 規律委員会経費の削減
- (4) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減

別紙 11 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

1. 役員報酬の分離計上（平成 20 年度決算より）
2. 外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成 21 年度決算より）
3. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成 22 年度計画等より）
4. 経理基盤整備（会計機械化平成 23 年度試行開始）
5. 「資産管理運用規程」第 5 条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成 24 年 11 月実施）
6. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net 平成 21 年度供用開始）
7. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとする Thin Client 環境を導入（平成 24 年 3 月より）
8. 常勤役員業務報告（年次報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか 2 件（平成 21 年度より作成試行）
9. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成 22 年度より）
10. 総会における顧問弁護士の出席（平成 25 年 6 月 13 日通常総会～）
11. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成 25 年 8 月 6 日）
12. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成 26 年 1 月 30 日）
13. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成 26 年 3 月）
14. 個人情報保護団体の認定申請（平成 26 年 3 月）
15. 定款第 30 条第 6 項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成 24 年 11 月実施）
16. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成 25 年 3 月）
17. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成 25 年 6 月より）

別紙 12 金融商品取引法第 64 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について
(平成 25 年度)

(1) 外務員登録事務従事者名簿

H26.3.31現在

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
"	主任調査役	B	責任者
"	調査役	C	登録事務担当
"	調査役	D	登録事務担当
総務部	主任調査役	E	システム担当
"	調査役	F	登録事務担当
"	主任	G	登録事務担当

(2) 平成25年度外務員登録実績

金商法第64条の7（登録事務の委任）第2項により行われた登録事務

(件)

区分			平成25年度 総計	平成24年度 総計	平成23年度 総計	平成22年度 総計	平成21年度 総計
金商法第64条第1項第1号	外務員登録	新規	7,821	9,794	8,321	9,504	11,159
		既存	1,534	1,703	2,120	1,015	1,529
金商法第64条の4	廃止		13,465	11,386	12,318	6,316	7,252
金商法第64条の4	氏名変更		1,920	2,091	1,927	1,903	1,559
金商法第64条の4	役職変更		54	38	54	55	62
金商法第64条の2	登録の拒否		0	0	0	0	0
金商法第64条の9	審査請求		0	0	0	0	0
金商法第64条の6	登録の抹消		0	1	2	0	0
日証協との連携			外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。				

(3) 平成25年度外務員登録事務収支状況

(単位:円)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
外務員登録手数料収入 ①	9,259,000	11,121,000	9,872,000	10,921,000	13,117,000
収入計 (a) ①	9,259,000	11,121,000	9,872,000	10,921,000	13,117,000
外務員登録関係費支出 ②	2,835,789	2,867,002	3,408,757	2,425,363	4,270,725
保守	(1,220,000)	(1,220,000)	(630,000)	(0)	(630,000)
外務員登録済み通知等送料	(324,289)	(313,502)	(342,757)	(344,523)	(386,250)
その他	(0)	(0)	(0)	(1,315)	(1,575)
サーバ障害対応	(0)	(0)	(0)	(0)	(630,000)
情報セキュリティコンサル料	(945,000)	(987,000)	(2,089,500)	(1,753,500)	(2,047,500)
外務員サーバ保守+有線LAN保守 (@22,050×12)	(346,500)	(346,500)	(346,500)	(326,025)	(176,400)
データセンター設置費	(0)	(0)	(0)	(0)	(399,000)
ソフトウェア取得支出	3,370,409	2,388,482	2,858,850	2,544,063	(3,045,321)
文書管理システム ③	(0)	(440,000)	(1,000,000)	(0)	(83,333)
外務員システム ④	(3,370,409)	(1,948,482)	(1,858,850)	(2,544,063)	(2,961,988)
人件費 ⑤	7,191,543	9,781,656	9,445,724	7,404,842	5,376,247
水道光熱費 ⑥	11,190	15,706	14,305	14,964	17,660
事務所賃借料 ⑦	744,084	1,092,356	1,078,192	1,020,845	1,089,997
支出計 (b) ②+③+④+⑤+⑥+⑦	14,153,015	16,145,202	16,805,828	13,410,077	13,799,950

収支差 (a)-(b)	△ 4,894,015	△ 5,024,202	△ 6,933,828	△ 2,489,077	△ 682,950
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------

各費用項目の算出根拠

番号	項目	算出方法
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に関係する直接費
③	ソフトウェア取得支出 文書管理システム	外務員登録に関係するシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウェア取得支出 外務員システム	
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑥	水道光熱費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑦	事務所賃借料	

※ 時間外給与の計算方法

給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号

1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。

(1)法定内時間外勤務1時間当たりの単価(年俸の額の12分の1)÷(平均所定勤務時間)×1.00

別紙 13 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成25年 4月	53	53	11	11	28	28
5月	164	163	21	21	34	32
6月	85	85	33	33	23	23
7月	53	52	17	17	29	29
8月	79	79	51	49	42	42
9月	67	67	60	58	32	32
10月	57	57	25	25	22	22
11月	32	32	25	25	42	42
12月	52	52	35	35	54	54
平成26年 1月	34	34	70	70	40	40
2月	24	24	62	62	24	24
3月	45	45	40	40	30	30

別紙 14 所管金融商品取引の状況 (マッピング)

取引所名	四半期出来高推移(平成21年度~25年度第2四半期) (単位: 枚)	主な金融商品名	取扱社数 平成25年 第3四半期実績	証拠金規制		信託保全		ロスカット規制		再勧誘の禁止		注意喚起文書	各種ひな形	自主規制事業
				個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人			
国内取引所		ユーロ円3か月金利	24社 銀行7社 証券17社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	金先物取引等 引渡契約書 金先物取引 引渡契約書	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施 (定款第14条の2) 出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) セミナーを通じて啓蒙 (定款第4条第1項第10号)
		東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)	<ul style="list-style-type: none"> 取引所外国為替証拠金取引 ユーロ円365 大証FX 	24社 (内媒介1社) 銀行7社 証券17社 商品先物2社 FX専業3社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	取引所為替証拠金(東京金融取引所) 取引所 平成25年5月改訂 取引所為替証拠金(大阪証券取引所) 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施 (定款第14条の2) 出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) セミナーを通じて委員啓蒙 (定款第4条第1項第10号)
市場テリハイフ取引		ユーロドル預金(3か月) ユーロドル預金オプショナル EURIBOR(3か月) 基準金利(3か月) EURBORオプショナル 英ポンド金利(3か月) 英ポンド金利オプショナル ユーロスイスフラン金利(3か月) フェド・ファンド(30日) BA手形(90日) 変動決済金利スワップ先物など	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	取引所為替証拠金(東京金融取引所) 取引所 平成25年5月改訂 取引所為替証拠金(大阪証券取引所) 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施 (定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) 	
		金利系 CME CBOT NYSE LIFFE SYDNEY FUTURES EX	<ul style="list-style-type: none"> ユーロ通貨 英ポンド通貨 日本円通貨 スイスフラン通貨 カナダドル通貨 豪ドル通貨 ユーロ/円通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨 など 	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂 海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂
海外取引所		ユーロ円TIBOR(3か月)先物 HIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂 海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) 	
金利・通貨系		ユーロ円TIBOR(3か月)先物 HIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂 海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) 	
その他取引所		ユーロ円TIBOR(3か月)先物 HIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂 海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) 	
金利・通貨系	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール証券取引所 ハワイ国際金融取引所 フィリピン証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等 	ユーロ円TIBOR(3か月)先物 HIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	35社 銀行16社 証券18社 商品先物2社	府令第117条第1項第27号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	府令117条第1項第9号	金先物取引等 (特定投資家を除く)	府令117条第1項第9号	海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂 海外金融先物取引所 取引所 平成25年5月改訂	<ul style="list-style-type: none"> 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第9条) 資料の提出等 (定款第14条) 	

別紙 15 FX取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭FX取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始（平成20年11月から平成20年12月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】（平成20年12月12日）
- (3) 店頭FXの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般サイトにて公表

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. FX取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般サイトにて公表

5. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分より平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】（平成22年7月1日）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より

(2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→ 平成 23 年 2 月 1 日より規則化：金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成 23 年 1 月 26 日制定）

(3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭 FX 取引に係るスプレッド広告の適正な実施

(1) 平成 22 年 9 月 3 日より

(2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン

(3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

→ 平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

8. 店頭 FX 取引に係る価格配信態勢整備義務

(1) 平成 23 年 2 月 1 日施行

(2) 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2（平成 22 年 10 月 28 日理事会成立）

(3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

(1) 平成 23 年 4 月 1 日施行

(2) 金融先物取引業務取扱規則第 7 条の 2（平成 23 年 2 月 18 日理事会成立）

(3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭 FX 取引における価格データ等の保存

(1) 平成 22 年 11 月 5 日より

(2) 通知文書【金先協平 22 第 264 号 E】（データ保存の依頼）

→ 平成 23 年 6 月 30 日規則化：金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）

(3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. FX 取引の広告等に関する Q&A 事例集の作成

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日より
- (2) FX 取引の広告等に関する Q&A 事例集
- (3) FX 広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。
→ 平成 24 年 12 月 12 日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

13. 店頭 FX 取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

- (1) 平成 25 年 8 月 9 日施行（既存会員は、平成 25 年 11 月 30 日までは従前の例による。）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 の 2、第 25 条の 2 の 3
- (3) 店頭 FX 取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生仕組み等に関する顧客への事前説明等

以 上

別紙 16 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況
 (平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:件)

区分	平成 25 年									平成 26 年			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
あっせん申立て	6	5	0	3	4	0	3	1	0	0	3	4	29
あっせん終結	5	9	9	8	5	1	3	4	3	3	0	4	54
苦情	9	10	13	4	6	15	2	5	6	10	8	7	95
相談	36	28	39	35	35	35	25	29	28	33	26	33	382

別紙 17 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ	講 師	
平成元年秋季セミナー(平成元年10月19日)		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー(平成2年3月16日)		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充 史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
新しい国際金融市場展開への対応 -1993年を展望して-	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー(平成3年3月22日)		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー(平成3年7月2日)		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東勝氏
平成3年度秋季セミナー(平成3年10月18日)		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー(平成4年3月26日)		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草薙正美氏
平成4年度夏季セミナー(平成4年6月16日)		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー(平成4年11月25日)		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー(平成5年3月24日)		
金利自由化の動向について -郵便貯金の金利自由化対応-	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
平成5年度夏季セミナー(平成5年6月16日)		
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー(平成5年10月15日)		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー(平成5年9月9日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー(平成6年3月8日)		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏

セミナーとテーマ	講師	
平成6年度夏季セミナー(平成6年6月16日)		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興証券債券部先物オプション取引課課長	星一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー(平成6年9月8日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー(平成6年11月24日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー(平成6年10月20日)		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー(平成7年3月9日)		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー(平成7年6月15日)		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュアット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー(平成7年10月17日)		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー(大阪)(平成7年9月7日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー(東京)(平成7年11月21日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー(平成8年3月13日)		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英実氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー(平成8年6月12日)		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー(平成8年10月16日)		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー(大阪)(平成8年9月18日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー(東京)(平成8年11月8日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー(平成9年3月11日)		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー(アジア担当)	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
平成9年度夏季セミナー(平成9年7月2日)		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一証券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ	講師
平成9年度秋季セミナー(平成9年10月14日)	
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
ドル・円相場の見通し—テクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員 林 康史氏
第13回基礎セミナー(大阪)(平成9年9月12日)	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介 本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
第14回基礎セミナー(東京)(平成9年11月18日)	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介 本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度春季セミナー(平成10年3月11日)	
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長 古谷一之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長 溝口右一氏
第1回内部管理セミナー(平成10年6月2日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度秋季セミナー(平成10年10月14日)	
円動乱のやさしい読解法 —金融グローバルライゼーション時代の為替変動—	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター 田中泰輔氏
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター 洪澤 健氏
第2回内部管理セミナー(平成10年11月18日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度春季セミナー(平成11年3月11日)	
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ 吉田稔氏
第3回内部管理セミナー(平成11年6月1日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度秋季セミナー(平成11年10月7日)	
ゼロ金利政策解除とプリアンティティブ・アプローチ —新しい金融政策の考え方—	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員 大和俊太氏
第4回内部管理セミナー(平成11年11月16日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成12年度春季セミナー(平成12年3月22日)	
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士 成澤和己氏
第5回内部管理セミナー(平成12年6月6日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第6回内部管理セミナー(平成12年11月17日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
平成13年度春季セミナー(平成13年3月6日)	
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト 河野龍太郎氏
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト 深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー(平成13年6月4日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第8回内部管理セミナー(平成13年12月6日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛

セミナーとテーマ	講師	
第9回内部管理セミナー(平成14年6月6日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第10回内部管理セミナー(平成14年12月9日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第11回内部管理セミナー(平成15年6月3日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第12回内部管理セミナー(平成15年12月4日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第13回内部管理セミナー(平成16年6月7日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第14回内部管理セミナー(平成16年12月10日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
金融先物取引法の改正等に関する説明会(平成17年6月10日)		
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏
	金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富 功氏
	金融庁監督局証券課係長	古角穰生氏
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
第15回内部管理セミナー(平成17年9月29日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第16回内部管理セミナー(平成17年12月22日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第17回内部管理セミナー(平成18年6月1日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第18回内部管理セミナー(平成19年1月23日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第19回内部管理セミナー(平成19年6月14日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第20回内部管理セミナー(平成20年1月22日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄
第21回内部管理セミナー(平成20年6月13日)		
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下 寛
店頭FX取引に関する支払調書の説明会(平成20年12月16日)		
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏
セミナー(外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について)(平成20年12月17日)		
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男氏
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三
セミナー(4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年5月8日)		
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏

セミナーとテーマ	講師
セミナー(5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)	
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長 青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐 有里貴夫氏
協会セミナー(平成21年10月28日)	
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長 其田修一氏
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長 栗田照久氏
協会概況のご報告	本協会専務理事 後藤敬三
協会セミナー(平成22年1月22日)	
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐 森 陽介氏
	金融庁監督局証券課課長補佐 山下 淳氏
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)	
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 米澤裕樹氏
協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長 廿日岩信次
	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成23年2月17日)	
最近の国債管理政策について	財務省審議官 大川 浩
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長 松井哲夫
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長 小口 忍
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)	
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 米澤裕樹氏
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長 廿日岩信次
変化する外国為替市場	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成24年2月24日)	
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長 山下 寛
変化する外国為替市場	本協会調査部長 松井哲夫
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官 浅川雅嗣氏
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副 主査 間間輝彰氏
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)	
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシ ニアマネージャー 丹生谷佳子氏
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー部 パー トナー 九里隆吉氏
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)	
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 樽川 流氏
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成25年2月20日)	
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長 松井哲夫
G20と日本の経済政策	財務省副財務官 梶川幹夫氏
協会セミナー・大阪(平成25年11月25日)	
最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官 樽川 流氏
変化する外国為替市場 Part II	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成26年3月5日)	
FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシ ニアマネージャー 丹生谷佳子氏
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザ リー部パートナー 九里隆吉氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長 山下 寛
「2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場における サーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長 山崎哲夫
G20/G7をめぐる動向について	財務省国際局次長 梶川幹夫氏

別紙 18 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成 21 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」)

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(「FINMAC」)の設立に積極的に協力し、平成 22 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 23 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト(証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表)の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。(平成 24 年度においては、6 回実施しました。)

6. 東京外国為替市場委員会 (E・コマース小委員会)

東京外国為替市場委員会 (E・コマース小委員会) に平成 23 年 3 月、正式メンバーとして参

加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

7. 海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国 CFTC 及びシンガポール MAS の開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

8. 証券取引等監視委員会

平成 25 年において監査部に所属していた職員 1 名が証券取引等監視委員会に任期付職員として採用されました。

9. その他

平成 24 年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDA と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

一般社団法人 **金融先物取引業協会定款**

一般社団法人 金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日 制定

平成4年7月20日 一部変更

平成10年6月15日 一部変更

平成11年7月13日 一部変更

平成13年5月21日 一部変更

平成14年3月11日 一部変更

平成17年3月17日 一部変更

平成17年7月1日 一部変更

平成19年9月30日 一部変更

平成22年2月1日 一部変更

平成23年4月1日 一部変更

平成24年4月1日 一部変更

平成24年12月12日 一部変更

平成25年3月26日 一部変更

平成25年6月12日 一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japan とする。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを變更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）

第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。

(3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。

- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引(有価証券に関連するものを除く。)をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等(法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。以下同じ。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託

- (7) 法第 64 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は第 66 条の 25 の規定により行う外務員の登録事務
 - (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
 - (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
 - (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
 - (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第 79 条の 5 及び第 194 条の 5 の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第 1 項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第 5 条 本協会は、前条第 1 項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第 6 条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第 7 条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第 3 章 会員及び特別参加者

第 1 節 会 員

(本協会の構成員)

第 8 条 本協会は、法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第 9 条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受け

なければならない。

- 2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

- 2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。
- 3 預託金は、会員が第18条第1項各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。
- 4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の

状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 除名されたとき

2 前項第2号に規定する会員たる資格を喪失したときとは、次の各号の一に掲げる場合とする。

- (1) 会員が法第29条の4第1項各号の一に該当することとなったとき
- (2) 会員が法第50条の2第1項各号の一に該当することとなったとき
- (3) 会員が法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に弁明の機会を与えた上、該当する以下の各手続を経て以下のそれぞれの処分を行うことができる。

譴責又は1億円以下の過怠金の賦課 理事会の決議

6月以内の会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意を必要とする。）

除名 第25条第2項第1号の規定による決議

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
 - (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
 - (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 3 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条中第2項第2号及び第3号を除く各項並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総 会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第 24 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第 9 条第 2 項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。
- 3 会員は、理事会が承認し、第 23 条第 6 項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第 24 条の 2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 25 条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 第 19 条第 1 項に規定する会員の除名
 - (2) 第 32 条に規定する監事の解任

第 26 条 削除

(議 事 録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - うち 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 専務理事 1名
- (2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長にともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3 補欠若しくは増員として選任された理事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

4 補欠若しくは増員として選任された監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、これを補充する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
 - 4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、あっせん委員及び事務局

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。

2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日か

ら平成2年3月31日までとする。

- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。(別紙 略)

附 則 (平成 4.7.20 一部変更)

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日(平成4年7月20日)から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則 (平成 10.6.15 一部変更)

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日(平成10年6月15日)から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11.7.13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13.5.21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14.3.11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

(注) 変更条項は、第28条。

附 則（平成17.3.17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第3項を新設。
- (2) 第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- (3) 第35条第3項を新設。

附 則（平成 17.7.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 17 年 6 月 7 日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成 17 年 7 月 1 日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条を変更。
- (2) 第 4 条中第 1 号、第 2 号、第 5 号を変更し、第 6 号を新設し、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号を変更のうえ第 12 号とし、第 12 号を第 13 号とする。
- (3) 第 8 条を変更。
- (4) 第 9 条第 1 項を変更。
- (5) 第 12 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 4 項及び第 5 項を新設。
- (6) 第 14 条第 1 項を変更。
- (7) 第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- (8) 第 16 条を変更。
- (9) 第 18 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を変更のうえ第 2 号とし、第 4 号を変更のうえ第 3 号とする。
- (10) 第 19 条の 2 中第 1 号及び第 2 号を変更。
- (11) 第 21 条を変更。
- (12) 第 22 条を変更。
- (13) 第 29 条第 3 項を変更。
- (14) 第 4 章第 4 節の節名を変更。
- (15) 第 40 条の 2 を新設。
- (16) 第 46 条を変更。
- (17) 第 51 条を変更。

附 則（平 19.9.30 一部変更）

1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成 19 年 9 月 28 日）から施行する。

ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平 22.2.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。

附 則（平 23.4.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平 24.4.1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。
理事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第 1 条及び第 2 条第 2 項を変更。
- (3) 第 2 章の章名を変更。
- (4) 第 4 条の見出しを変更し、第 4 条第 1 項本文、同条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 14 号及び第 2 項を変更し、第 3 項を新設。
- (5) 第 5 条を変更。
- (6) 第 8 条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
- (7) 第 9 条の見出しを変更。
- (8) 第 10 条の見出しを変更し、第 1 項から第 3 項を変更。
- (9) 第 11 条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第 12 条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項に、第 5 項を第 4 項に変更。
- (11) 第 14 条の 2 第 1 項を変更。
- (12) 第 17 条の 2 を新設。
- (13) 第 18 条第 2 項を削り、第 3 項を変更のうえ第 2 項とする。
- (14) 第 19 条第 1 項本文を変更。
- (15) 第 19 条の 2 本文を変更。

- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。

- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則 (平 24.12.12 一部変更)

この定款変更は、総会の決議(平成24年12月12日)を経て平成25年1月1日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第2条の2を新設。
- (2) 第4条第1項第1号を変更。
- (3) 第14条第1項を変更。
- (4) 第14条の2第1項を変更。
- (5) 第17条第1号を変更。
- (6) 第36条の見出しを変更。

附 則 (平 25.3.26 一部変更)

この定款変更は、総会の決議(平成25年3月26日)を経て平成25年4月1日から施行する。

(注) 変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平 25.6.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成 25 年 6 月 12 日）を経て平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
（注）変更条項は第 2 条の 2 第 3 号。

金融先物取引関係法規集データベースのご利用案内

平成 22 年 2 月から開始した「金融先物取引関係法規集データベース」では、常に最新の法令体系を提供できるシステムで、本協会一般向けホームページ又は Kinsaki-net から利用が可能です。

(<https://www.d1-ropo.com/ffaj/index2.html>)

このシステムは近年、金融商品取引法関係の法令等改正が頻繁となり、年一度の法規集刊行では必ずしも現行規定の全体像が明かでないこと、それぞれの改正の施行時期が異なり適用関係が複雑化していること等の状況に対応するためのものです。

また、大きな特徴として、過去から将来にわたる任意の一時点でも、その時に施行されている条文の適用関係を即時に示すことができる機能を有しています。

ぜひご活用下さい。



一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

金融先物取引関係法規集データベース

お知らせ

利用に関するお問い合わせ

データベース利用に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

一般社団法人 金融先物取引業協会 総務部

電話 03-5280-0881
電話受付時間 9:00~17:30 (土日祝日を除く)

システムの操作に関するお問い合わせ

第一法規株式会社 D1-Law.com サポートデスク

フリーダイヤル 0120-203-480
電話受付時間 9:00~17:30 (土日祝日を除く)

e-Mail info-d1law@daiichihoki.co.jp

※ ご利用の際には、まず下記 ユーザーガイド をご利用ください。

[ユーザーガイド](#) | [利用規約](#) | [免責事項](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ご利用環境について](#) | [金融先物取引業協会HP](#)